

第六十三回
国会

参議院商工委員会會議録第二十一号

昭和四十五年五月十二日(火曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

五月十二日

辭任

木村 陸男君

補欠選任

井川 伊平君

理事

出席者は左のとおり。

委員

大谷藤之助君

川上 為治君

近藤英一郎君

竹田 現照君

赤岡 文三君

井川 伊平君

植木 光教君

鋤木 亨弘君

平泉 涉君

八木 一郎君

山本敬三郎君

大矢 正君

小柳 勇君

林 虎雄君

浅井 亨君

矢追 秀彦君

田淵 哲也君

須藤 五郎君

武藤 嘉文君

宮澤 喜一君

通商産業大臣

修正案提出者

衆議院議員

政府委員

人事院事務総局
給与局長

通商産業政務次
官

通商産業大臣官
房長

通商産業省重工
業局長

特許庁長官

常任委員会専門
員

事務局側

説明員

行政管理庁行政
管理局審議官

工業技術院総務
部総務課長

特許庁審査第一
部長

特許庁審査第五
部長(心得)

特許庁審判部長

石原 寿夫君

塚本 保雄君

大久保一郎君

松家 健一君

高木 正行君

尾崎 朝夷君

内田 芳郎君

高橋 淑郎君

赤沢 璋一君

荒玉 義人君

菊地 拓君

本日、きのう申し上げた未処理件数あるいは処
理件数のこの表でありますけれども、改正効果試
算ですね、これはきのう申し上げたように、要す
るにこれでは新旧の分の区別がはっきりしないの
でよくわからない。私したがってその点の表をつ
くり直してもらいたいと申し上げましたけれど
も、それは可能かどうかお伺いしたいと思いま
す。

○政府委員(荒玉義人君) 矢追先生の御要望、厳
密にいたしますと、ちょっと数字に乗ってこない
といえますのは、全体を見まして、全体の未処理
案件を終わってから全部やるということになれ
ば、これは一応数字は入ると思えます。しかし昨
日も申し上げましたように、それぞれ出願と審査
能力は各部門別に必ずしも均一でございませ
ん。そういう意味では、いまの一律に平均的な立場
で数字を入れますことは、従来の数字と違つてま
いりますので、せっかくの御要望でございませ
んが、非常に作爲的な数字になりまして、実際の
正確さを持った数字というものは残念ながら出
てまいりません。悪しからず御了承を願いたいと思
います。

○矢追秀彦君 そういふ非常にこまかいことにな
れば無理かと思えますけれども、少なくとも未処理
件数の四十五年度カッコの中が七十七万五千件、
これがどう実際減つていくかということですね。
やはりこれは、これぐらいもできないかどうかと
いうことでございしますがね、要するに四十九年の
五十八万というのは、あくまで現在たまつてい
る五十八万ですね、その中には新規のやつも含
む法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行
ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。
○矢追秀彦君 昨日に引き続きまして、昨日の再
質問を含めまして若干の質問をしたいと思いま
す。

○政府委員(荒玉義人君) 矢追先生の御要望、厳
密にいたしますと、ちょっと数字に乗ってこない
といえますのは、全体を見まして、全体の未処理
案件を終わってから全部やるということになれ
ば、これは一応数字は入ると思えます。しかし昨
日も申し上げましたように、それぞれ出願と審査
能力は各部門別に必ずしも均一でございませ
ん。そういう意味では、いまの一律に平均的な立場
で数字を入れますことは、従来の数字と違つてま
いりますので、せっかくの御要望でございませ
んが、非常に作爲的な数字になりまして、実際の
正確さを持った数字というものは残念ながら出
てまいりません。悪しからず御了承を願いたいと思
います。

○矢追秀彦君 そういふ非常にこまかいことにな
れば無理かと思えますけれども、少なくとも未処理
件数の四十五年度カッコの中が七十七万五千件、
これがどう実際減つていくかということですね。
やはりこれは、これぐらいもできないかどうかと
いうことでございしますがね、要するに四十九年の
五十八万というのは、あくまで現在たまつてい
る五十八万ですね、その中には新規のやつも含
む法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行
ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。
○矢追秀彦君 昨日に引き続きまして、昨日の再
質問を含めまして若干の質問をしたいと思いま
す。

○政府委員(荒玉義人君) 矢追先生の御要望、厳
密にいたしますと、ちょっと数字に乗ってこない
といえますのは、全体を見まして、全体の未処理
案件を終わってから全部やるということになれ
ば、これは一応数字は入ると思えます。しかし昨
日も申し上げましたように、それぞれ出願と審査
能力は各部門別に必ずしも均一でございませ
ん。そういう意味では、いまの一律に平均的な立場
で数字を入れますことは、従来の数字と違つてま
いりますので、せっかくの御要望でございませ
んが、非常に作爲的な数字になりまして、実際の
正確さを持った数字というものは残念ながら出
てまいりません。悪しからず御了承を願いたいと思
います。

○矢追秀彦君 そういふ非常にこまかいことにな
れば無理かと思えますけれども、少なくとも未処理
件数の四十五年度カッコの中が七十七万五千件、
これがどう実際減つていくかということですね。
やはりこれは、これぐらいもできないかどうかと
いうことでございしますがね、要するに四十九年の
五十八万というのは、あくまで現在たまつてい
る五十八万ですね、その中には新規のやつも含
む法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行
ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。
○矢追秀彦君 昨日に引き続きまして、昨日の再
質問を含めまして若干の質問をしたいと思いま
す。

○政府委員(荒玉義人君) 矢追先生の御要望、厳
密にいたしますと、ちょっと数字に乗ってこない
といえますのは、全体を見まして、全体の未処理
案件を終わってから全部やるということになれ
ば、これは一応数字は入ると思えます。しかし昨
日も申し上げましたように、それぞれ出願と審査
能力は各部門別に必ずしも均一でございませ
ん。そういう意味では、いまの一律に平均的な立場
で数字を入れますことは、従来の数字と違つてま
いりますので、せっかくの御要望でございませ
んが、非常に作爲的な数字になりまして、実際の
正確さを持った数字というものは残念ながら出
てまいりません。悪しからず御了承を願いたいと思
います。

○矢追秀彦君 そういふ非常にこまかいことにな
れば無理かと思えますけれども、少なくとも未処理
件数の四十五年度カッコの中が七十七万五千件、
これがどう実際減つていくかということですね。
やはりこれは、これぐらいもできないかどうかと
いうことでございしますがね、要するに四十九年の
五十八万というのは、あくまで現在たまつてい
る五十八万ですね、その中には新規のやつも含
む法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行
ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。
○矢追秀彦君 昨日に引き続きまして、昨日の再
質問を含めまして若干の質問をしたいと思いま
す。

整をはかつておるわけでございます。このことは私は基本的に正しい、それでよろしいというふうに考えております。それでその場合、今回の早期公開でございますが、これにつきましては、昨日もいろいろ法制局を含めまして質疑応答のございましたように、いわゆる公共の福祉というものと補償金請求権を認めるということで、まずまず調和がとれている、憲法違反のおそれはないものというふうに私は判断いたしておるわけでございます。早期公開のメリットは御承知のように、これによって多くの人が早期に知識を得ることができるといふこと、並びにおそらくは出願をしておる人の中でのかなりの人が自分の特許が認められ、公に利用されて財産権としてこれが利益をもたらすというのを期待しておるのでございましょうから、そのためには現在のように七十万件余りのものがお蔵に寝ておるといふ状態は、出願した人々にとっても実は本来本意の状態ではない、願わしい状態ではないと思われまして、早期公開制度によって、出願者に対しては、そのような反社会的利益を与えることができる、処理が促進されるわけでございまして、さように考えております。

○矢追秀彦君 まあその権利のほうと公開によるメリットとの調和ができて、憲法問題はないと、これはきのうから議論になっておるところでありますけれども、私は一番ここで問題になるのは、その早期公開であつて、その人が実際権利を——特許権なり実用新案の権利を持つまでの間に、そのモソッドなり何なりが大量生産されてしまった、それはあとからそれに対する補償を要求する制度ができて、それでいいではないか、権利は保護されておると、こうとられますけれども、やはりそこに大企業にしてもそれを利用する側が、やはり発明者の権利といふんです、それに対するやはり他の法律の上ではなくて、モラルの上からもちろつとした認識がなければ、これは要するに幾らでも悪用ができるといふんです、要するに早期公開になった、それを全部チェックして、

そしていいものは全部すぐつくつてしまふ、ばく大なものをつくつた、それに対して不服を言つてきまして、金額というものは少な過ぎない、そういう点で、いまだでもより要するに権利の保護の面においては力が弱まつてきてゐる。要するに権利に対する考え方が下がつた、こういう議論がずっとされてきてゐるわけですから、その場合、やはり大企業の考え方といふものが、かなり発明者に対して敬意を表するといふものか、その権利を守つていくという立場がとられなければならぬと思ひます。ところが現状においては、現在の日本の大企業のあり方を見ても、はたしてそういう態度に出るかどうか、これは私は非常に疑問ではないかと、公害問題一つ取り上げても、なかなか大企業といふのは、そういう公害に対する問題も裁判に持ち込み、時間をかせいでなかなか実態被害を受けた人に対して償いをする、これは非常にないわけですね。そういうふうな姿勢がいまだであるわけですね。ここへ持つてきて、やはり商業主義といふ、コモーションイズムといふものが非常に強いわけですから、そうすると、まずまずその発明者の権利を尊重するといふ考え方というものは、なかなか出てこないのじゃないか。そういう点について、やはり相当大企業に対しては考え方を改めさせなければいけない。ただ請求権があるからいいんだ、権利は守られるんだ、そういうことだけではなくて、そういうやり方は行政指導といふんです、私はやめていかなきゃならぬと思ひます、その点は大臣どうお考えになつておられますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) わが国ではとかく無体の財産権に対して、先進国ほどこれを尊重しないといふ、何となく一般にそういう風潮がございまして、黙つて人の知恵をちよつと借りるというふうなことをよくいたします。そういうことは一つのモラルの問題でございまして、そういうモラルを確立しなければならぬといふことについて、矢追委員の言われまふこととまことに同感でございます。ところでこの早期公開制度といふのは、確かに従来の考え方からいへば大きな転換でございまして、私どもがこれを出願者の利益につながるものと考えるに至りましたのは、ただいまのようにな百万件に近いものを、しかも五年もかかつて審査しておるのでは、せっかく出願した人が自分の非常に貴重と考えられるアイデアを財産として利用することができないわけでございます、その期間、これは発明者にとっては何よりもこれは不利益につながるであらうと、こういうふうには思ひます。したがつて、早期公開制度によつて処理期間を短縮すれば、そういう発明者——大、中、町の発明者たちとを問わず、その人々に早く自分のアイデアを財産化させることができる、こう考えたわけでございまして。他方で早期公開といふことは、矢追委員も言われまふやうな、何かのリスクを伴うわけでございまして、それに対しては補償金請求権というやうなものを認める、しかしこの補償金請求権がすぐに現実に行使できる状態ではございせんから、なるべくそれが早く現実に行使できるように、優先審査の制度を置いたわけでございまして。これについては先ほどの特許庁長官が申し上げましたように、原則として旧法で出願されたものを先に処理をする、先願を先に処理をするのであります、第三者によつて出願に盛られた発明がかりに実施されたというやうな場合に、ただいまのような問題がございまして、この場合だけは例外的に優先審査を行なうを防ぐ、こういうふうな考え方をとらうと思ひます、全体として私は特許法第一条に定めて二つの問題のバランスはまずまずよくとれてゐると思つておりますが、それにいたしまして、他人のアイデアに対してこれを盗用するといふたやうなことに對してはモラル、これは特に本改正に際して強調されなければならないところである、これは矢追委員の言われるとおりであると思ひます。

○矢追秀彦君 もう一つの問題は、そうやつて特に大企業がどんどん少し変えて模倣してやつていく、そうなれば、実際大企業でいろいろ研究開発をしてゐる人ならばよろしいのですけれども、そうでないいわゆる個人でやつておられる方とか、中小企業、零細企業等いろいろな発明をやつていらつしやる方の意欲といふものが、この早期公開によつて減ることはないかどうか、その点についてどうお考えになつてゐるか。ついでにその発明権といふものですね、これはまたどうお考えになつておられるか、その点を聞かしていただきたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) こういうふうに考えてゐるのでございますが、つまり早期公開といふことがこれは何年か先に軌道に乗りますと、出願して五年も待たなければならぬといふことになれば、二年何カ月でいけそうだといふことになれば、これは発明をする人の意欲が私はその面では高まると思ひます。そこで、早期公開をされてしまふと、これはうっかりすると取られるかもしれないといふおそれ、これは確かに私は含まれるだらう、ただその場合に、それが相當な発明でございまして、優先審査をして、そうして特許権が確立いたしますと、それからあとはもう全くこれは発明者の財産になりますから、一年とかなんとかかりに盗用されておつても、それから先もその商品をつくらなければならぬ者の立場といたせば、一年間模倣したとしても、それで済むというわけではないので、そこで本格的にその商品が売れそうであればあるほど、発明者のロイヤルティに對する立場は強くなるはずでございまして、まあ半年つづつて売つて、もう手じまいしてしまふといふやうな商品でございまして、もうもまいるませんが、恒久性のあるものでございまして、そうなりますから、私は早期公開で財産化する時期が早ければ早いほど発明者のインセンティブは強くなるという面もある、矢追委員の言われましたことが全面的に私はそうではないとは思ひます。上げられない、多少のそういうことはございまして、ございまして、総合いたしますと、価値のある発明であれば、早期公開制度でしかも優先審査

をしていけば、發明者の立場は強くなるのではないかと、こう考へるわけでございます。

○矢追秀彦君 もう大臣のお話を聞いていますとそれだけでいいように思いますが、実際問題、たぐいし物が売れた、じゃそのことによって發明者が、もちろんある程度利益を受けるかも知れませんが、せんせんけれども、人間というものはおかしなもので、うんとおかしな人間にしかるだけ、それだけよこせとか、やはりそこでも金銭的な問題といひますか、これはトラブルが起らないかどう

か、これはもしそういう問題が起った場合、紛争処理機関をつくるということでありませうけれども、どういふふうにならぬか、その点を重ねてお尋ねいたします。

○政府委員(荒玉義人君) まあわれわれが考へて

いますことは、すでに発足しておりますが、發明協会の中でいふゆる紛争を調停する機関ということによりましてそういう金銭的な面の解決は、かつてまいりたいと思ひます。といひますのは、結局こういふ問題の解決は訴訟で争うことは私は最善の方法ではないと思ひます。むしろ当該業界におきまして最大の権威者が一定の権威をもって考へを出す、それでまあ業界が従つていくという風潮をつくるということがむしろいろいろな面において好ましいことだということ、もうすでに四月一日からそういう機関を発足してゐるわけでございます。もちろんこの場合には、単に新しい制度の、公開から出願公告というまででなく、もっと一般的な問題を解決しようということ

で考へております。したがって、そういう実際早く解決するということにより、そちらも高まるし、あるいはまた権利者並びに第三者がともに利益を受けるといふことを強力に進めていくことが最大の道かと、かように考へております。

○矢追秀彦君 それからきのうも申し上げましたけれども、日本で大事なことは、何といつても自主技術の開発にあると思ひます。やはり現在の日本の企業はどうしても外国に基本的な技術と

るものについてほとんど依存をしてゐるわけでは

しょう。それに對して今度の改正によつて、はたしてそれが日本の自主技術の開発にプラスになるのか、また逆に外国に依存した状態のままか、さらに強化されるのか。私は公開ということによつてかえつてそういう技術は外国にたよること

に拍車をかけないか、そういう点を心配するわけ

です。その点はどうか。

○政府委員(荒玉義人君) 第一に、いま矢追先生おっしゃつたように、確かに基本的なものは現在といへども外国がすぐれております。したがつて、やはりそういう基本的なものをわれわれは早く知りた

い、知ることによつてそういう基本的なものに比べて負けないものをみずからクリエートしていく、創造していく。したがつて、そういう意味では早い時期に外国のすぐれたものが見得るといふことは、何といつてもわれわれ最大のメリットでございます。おそらく先生は、むしろ早期公開を

しますと、發明意欲がわかないのじゃなから、私そういうことは全然ないと思ひます。なげなから、先ほど大臣からいろいろ公開中の問題の話がございまして、省略いたしますが、何といつても特許権は強力な独占権はございませ

ん。これだけの産業界における有力な武器でございませう。したがつて、今度の改正で發明意欲がそこなわれる、そういう意見も私知つていますが、全体としてはそういうことは考へられない。むしろ先ほど言ひましたような、積極的に早い時期に外国の技術をまず知り、それに匹敵するものをつ

くつていくという基盤ができるだけ私はプラスだ

らう。こまかいこと、また大きいこと含めまして、相当問題があると思ひます。たとえば現在審査官が審査に没頭できるかといふと、そうではなくて、ほかの事務処理のこととか文獻の整理とか、そういうこともやつてゐるわけですから、そういうことは別に切り離すことはできないのかどうか。それ

から御承知のように、外国では普通のことでございますけれども、審査官が一人て一部屋を持つてゐる。日本の場合、非常にあつた狭いところ

に並んでおられて、うしろ通るのも非常に通りに

くいで、そこをもう少しあけてもらいたい、こういうささやかな要求をしてゐるということも聞きました。そういう環境の整備、庁舎は二つになつておりますが、これは新しい庁舎でどういふ

ふりになつていくのか。そういう特に待遇改善の問題に重点を置いてますお答え願ひたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 何といつても、審査官を志すといふような人たちは、他の産業の分野においても非常に希望される人でありませうので、技術系の上級職を確保するといふことは、年々とも

にむずかしくなつてまいります。したがつて私も、工業所有権研究所の機能を充実に優秀な審査官の養成に内部でつとめるということも必要でございませう。また先ほどからお話の、予算

との関係での定員、これにつきましても従来国の行政合理化の方針とは大きな例外として、特許庁の定員だけは毎年百人前後増員されてきたわけ

でございますが、この試算にございませうな程度の審査官の数の増員につきましても、今後とも毎年努力をしていかなければならぬと考へております。また待遇につきましても、他の職とはおの

ずから異なる職種でございませうから、それなりの方途も考へなければならぬと、職場の環境につ

きましても、今度新しい庁舎に半分は入つたわけ

でございますが、まだ十分ではございませう。できるだけの職場の環境、機械化等々のこと

についても、技術的に可能なものから進めていき

たいと考へております。

○矢追秀彦君 それから審査官の研修といひます

か、研究といひますか、それが実際はあまり効果

があるやうなやり方でないといひております

が、それをどのようにされるのか。

それからついでです。次の問題もお伺ひして

おきませうが、この決議の四番目の「工業所有権制度に係わる内外の関係者の意見を十分尊重し、特許

行政の円滑な運営を図るよう措置すること」、こ

うありますが、この工業所有権審議会のメンバ

ーのことですが、これは前国会でもわが党の塩出委

員よりいろいろ質問してございませうが、この構

成、現在いろいろの質問してございませうが、この構

成、やはり發明者とか研究者、そういう関係

の人が全然入つてないわけでは。そういうものを

含めて現在の審議会のメンバーのあり方を再検討

をされるおつもりはあるかどうか、それが一つ。

それからちよつと話が戻つて恐縮であります

けれども、早期公開、これに踏み切られる。この法

案が通れば踏み切られてしまふわけでありませう

けれども、外国でもやつてゐるではないか、こ

う言

われませうが、たとえばドイツの場合を例にとつ

ても、特許裁判所の機構は非常に充実にして

おるし、また新規性調査機関の設置がある。さらに

補償金請求権の発効が即刻である。さらに完全な

一發明多項クレーム制がとられてゐる。それから

補正の無制限。それからそういう發明者といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

ますか工業所有権を持つてゐる人の権利といひ

動いていきますためには、いま矢追委員の言われましたようないろいろな点でのごに合せて、今後行なうべき施策が必要になってまいるかと思ひます。新規性調査機関にいたしましては、そうであらうと思ひます。それらは今後時を過つて充実整備をしてまいりたいというふうに考へております。

○矢追秀彦君 それから審議会、多項クレーム制。

○国務大臣(宮澤喜一君) 審議会の構成につきましては、今回の改正案が成立をいたしますと、いろいろ新しい問題も出てまいりますし、今年秋には審議会も改選になりますので、その際に新しい問題もございまして、ただいま御指摘のような点を含めて新しく人選を考へてまいりたいと思つております。

○矢追秀彦君 長官にお伺いしますが、先ほど申し上げた審査官の待遇改善の問題で大臣大ざっぱに言われましたが、できましたらもう少し細かい点、それからいまの研修、研究の問題、これをお答え願ひたい。

○政府委員(荒玉義人君) 待遇改善につきましては、現在審査官補四〇、審査官八〇いわけば調整額をつけております。これは三十五年度から始めております。現行法の三十四年における国会における御意思に沿つてそういう制度を創設したわけでございます。で、われわれがいたしましては、その額をふやしたいというのが第一、それともう一つは、これは人事院からいろいろ御好意は得ておりますが、いわば現在の定数は御承知のようにならぬビラミッド型の定数でございます。したがつて、わりに下が多い場合には定数上有利でございますから、特許庁のような場合に、むしろ一人で、独立して仕事をするという場合に、なかなか現在の給与表でございまして、定数改定ごとに人事院の好意にすぎるといふ状況でございます。そういう意味の不安定でございまして、やはり審査官なり審判官に別途格別の給与表をつくるという二つの道のいずれかを選んでいくといふことであつて、われわれは考へておるわけです。——考へておるんじゃないやなくて、毎年人事院と折衝してゐるわけでございます。先ほどの調整額の増加と特別給与表が、いずれがベターか、これはいろいろ議論がございまして、何とかして、要は審査官の待遇を現在以上にしようという目的に沿つて、両者を比較検討しながら強力に人事院と折衝を進めておる状態でございます。ぜひ早く実現したいと思つております。

それが第二に、審査官の研修でございますが、確かに、私、現在やつておることが十分だとは思ひませんが、一年一年向上しておることは事実でございます。問題は、やはり審査官といひますのは、御承知のように技術の専門家でございます。従来、法律的ないろいろな研修というものは、案外やつておつたわけですが、問題はやはり実際の技術をどこまで研修するかというのが私は一番最大の問題と思ひますが、その点、逐次予算の拡充はしておりますが、いまだ十分だとは思つておりません。したがつて、少し長期的にはやはり現場において技術の研修ができるような体制を現在以上に大幅にしなければならぬ、かように考へております。

○矢追秀彦君 いまいろいろ待遇改善の問題言われましてけれども、結局、これもきのうも申し上げたわけですが、特許庁のあり方、審査官のあり方、これをどうするかというのを私はもつと本格的に考へないといけないうんじやないか。きのうも言いましたように、工業所有権といふのは非常に大事な問題だと、これから日本の生きていくためにはどうしても頭脳といふものを輸出するなり、結局技術開発をしてやらなければ、結局もうこのまゝいけばアメリカに左右されてしまつて、日本の自主性といふものもなくなつてしまふ。また資源が乏しいがゆゑに何らかの、戦争というやうな事態になればたちまちも困つてしまふ。したがつて、特許行政といふことが特許庁のあり方、特にだから審査官とかさういふものは、特許庁で働く人たちといふものを、いまよりもつと別の階層の役職にしてしまふとか、さういふやうなことができないのかどうか。私は特許庁——特許といふものに對するサーチャイトがいままであまり当たつてこなかった、そこに非常に問題があると思ふのです。こういう大事な仕事をしておられる、しかもあんな朝から晩まで非常に——これは研究よりまだつらい仕事じゃないかと思ふのです。私だといふ大学の研究室に何年かおりましたけれども、研究ならまだクリエーションといふものがありますので、まだ楽しみと言つたらおかしいけれども、あるわけです。審査といふのは非常に、何といひますか、ナイーブな仕事ですから非常にたいへんだと思ひますが、さういふ点に對する一般の国民の認識も足りないと思ふのです。さういふ点で、やはり特許庁のあり方といふもの、特にそこにおられる審査官のただ単に待遇改善——人をふやすとか環境をよくするだけじゃなくて、その権威を高めるといひますか、さういふ方向へ持つていかなければならぬのじやないか、そこら辺にも補償が出てきた一つの原因もあるのじやないか、このように思ふのですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(荒玉義人君) 審査官が自分の専門の技術分野については世の中で最高の評価を受けるというところが、おそらく私は一番最大な点だと思ひます。もちろん審査官は自分で新しい技術を開発するわけではございませんが、少なくとも仕事の性質から申しまして、世界じゅうのこの分野の技術については最も習熟した位置にあり得る、またさうしなければ審査の仕事が円滑にできないわけでございます。その意味で、社会的にも絶えず当該審査官のそういう一意見なりが社会的に重きをなすというところが私は一番望ましいかと思ひます。まあ聞くところによると、ドイツあたりの審査官といふのは、さういふ社会的評価を受けておるというふうに私は聞いておりますが、まあさういった意味で、矢追先生のおっしゃつたのとおり、私全くそのとおりだと思ひます。ただ問

題は、さういふやうな形で従来われわれが養成しておつたかという点につきましては、私も十分だと思ひます。問題は、先ほど言ひましたやうな実際のドイツの場合ですと、御承知のように民間で実際の研究開発なり、さういふ仕事をやつた経歴を持った人から審査官を採用する、こういう制度になっておりますから、われわれとは必ずしも同じではございませんが、先ほど言ひました実際の技術研修をさらに進めることによつて、あるいは学界その他と絶えず接触を保つようなことによりまして、先ほど申し上げました目標に對して、もちろん審査官個人が努力すると同時に、特許庁全体がさういふ方向に進まなければならぬと考へておまして、その点、先生の御意見と全く同じに考へております。

○矢追秀彦君 次に、これは工業所有権審議会、昭和四十三年十一月四日の最終回の発言の要旨として委員の方がまとめたものがあつたわけですが、その二番目に、「発明者、出願人は「無審査」による強制公開」によつて極めて大きい犠牲を強いられる。小委員会の審議過程で久保敏三郎委員(元特許庁長官)は、「この強制公開は、出願人が特許庁の窓口で追い剥ぎに会い、その追い剥ぎは出願人の明細書を市中でばら撒いてしまふやうなものだ」との意見を述べられたが、まことにもつともである。、こゝういふことが書かれておるのであるが、この点についてはどういふふうに認識をされておるのか。この発言は事実なのか。元の特許庁の長官だけに非常に問題だと思ふのですが、この点はどうですか。

○政府委員(荒玉義人君) 私、実は四十二年の八月一日長官になつたのでございまして、その前のおそらく審議会での発言だろつと思ひます。私、本人の久保氏にその事実を確認いたしました結果、久保さんがおっしゃいますのは、最初の議論の際には早期公開といふことでどういふ保護をやつていくかという議論がまず未確定の時期でございまして、したがつてその際さういふ発言をしたことは事実だ、ただし、いろいろな議論の過程での発

言であつて、その後の議論から見ても、その後において私はその発言は久保さんから聞いておりません。これは私の間接的な話でございますので、本人から直接に聞いた話でございますので、途中の議論に、もちろんそういうことがあつたことは事実でございます。必ずしも現在それがどうかとは無関係な御意見ではないかと思つております。

○矢追秀彦君 結局、元特許庁長官という立場の人ですら、やはり早期公開制度というものに対しては相当、いまそれは賛成であるかどうかかわからないとしても、非常に大きな日本としてこういうふうな切りに切ることには問題を感ぜられておつたことは事実だと思ひますし、強く反対をされておつたことは私に理解したわけでありまふすけれども、そこで結局、さつき大臣に質問したように、日本における早期公開というものは、諸外国における早期公開とは全然質が異なつてしまふ。結局かえつて模倣を奨励し重復研究を避けるためだと言ひながらも、結局は大企業が得をして、そうしてまた模倣が流行して、さつき言つたように、外国の技術というものの導入になつてしまつて、日本の自主技術の開発が結局はそこなわれてしまふ。それはさつき質問でやつたような、そういうようなことがさつきとされていなければならぬと思ひます。四年あるからその間にやればよいと言われるかもしれませんが、私は四年間で特許庁がやるのは結局滞貨の処理で、それにほんとうされてしまつて、それで終わりにやないか、それ以上でできる能力はないんじゃないか。現実的にまたまつてしまつて、もうどうしようもなくなつてバンク寸前にあるわけですから、この四年間に、なくなつてしまふまでは、相当お考えになつてもいいような準備が十分できると、こう言われるかと思ひますけれども、その点はつきりしていただかないか……私は絶対にできないと思ひます。だから結局こういう早期公開に踏み切るのには、現在の時点では非常に難しい。もつともつとそれをやるためにはやらなければならぬことが

一ぱいある。滞貨処理についてはきのうから議論しましたように、やる方法がある、こう考へるのですが、長官はいかがですか。

○政府委員(荒玉義人君) 基本的な問題でございますので、申し上げたかと思ひますが、一つだけの手法でいまの特許庁の問題を解決する万能薬はございません。やはり何といひましても、日々の努力、これが一番大きなことは申すまでもございせん。したがつて運用面なりあるいは人員の拡充なり、やはりいまの問題というものは、そういうたわれわれの努力、当然やらなければいけないことはもちろんでございますが、またそれ以上に一つの急激な技術革新という客観情勢の変化があるわけでございます。それに対処するには、やはり新しい衣も用意しなければいかぬということも事実でございます。したがつて、制度改正をやれば問題が解決する、ほかのことは何もいひません、これは本末転倒でございます。われわれもさういふ考え方はございせん。やはりそれぞれの手法を同時に駆使して問題を解決するといふ基本的な立場に立つておるわけでございます。

○矢追秀彦君 そすると、それじゃ滞貨処理はこうする、待遇改善はこうする、それから早期公開によつて起こるいろいろな問題点についてはこのようにやつていく、たとえば模倣対策……模倣に対する対策はどういうふうにやるかとか、あるいは重複研究、あるいは重複投資が防止されると言われておりますが、その寄与率は明らかにされていひないし、そういう問題がまたまたあると思ひました。したがつてここで、はつきり五カ年計画なら五カ年計画といふものをきつと立てて、全部がそれが納得がいくようなこれからの方向といふものが出来て、審議会でも審議してもらつて、あるいは庁内の方でも話し合ひをしてもらひ、そういうようなことで総合的な対策といふものをはつきり議していかなければいけないと思ひますね。そういうプログラムをはつきり出されるおつもりがあるのかどうか、出されるとしたらどういふ機

関でどういふふうに決定してどういふ形で出されるのか、その点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(荒玉義人君) 今度の問題は、昨日、処理計画の修正を提出してありますが、それがまず一番大きな問題かと思ひます。もちろん審議会でもさういふ考え方で御了承を得て答申になつておるわけでございます。もちろんその要件は、あるいは出願の伸びをどうするか、あるいは審査官をどの程度充実するか、これはそのときの情勢で変わらうと思ひますが、基本的には一つのそういう処理計画を中心と考えておるわけでございます。もちろんそれを担保するいろいろな手段、一番大事なのは体制のみならず人員の問題でございますが、さういふ点は、もちろん政府全体として五年間の増員計画を認知するという段階ではございせんが、われわれといたしましては一応の目標のもとにさういふ処理計画を進めていきたいという意味でございます。もちろんそのほかのいろいろな問題がございしますが、大体一番大事な点は、審査促進に關する点は先ほど申し上げました処理計画の点でございます。

していく等々、いろいろな問題はもちろん多々ございします。それらにつきましましてわれわれは改正の施行と関連して、さういふ問題につきまして今後のはつきりした見解なりあるいは計画なりを世に問うてまいりたいと思つております。

○矢追秀彦君 今回の改正案については非常に反対が多いわけですから、そこへもつてきて衆議院の修正が出てもう一ついろいろ問題になつてきたわけでありまふすけれども、これは長官にお伺ひするのですが、日本特許協会、これがこの法律改正特別委員会、これで衆議院の修正について長官から賛成を求められ、その審議を行つたところが、この修正した改正案は賛成の限界を逸脱しておるの、反対である、さういふ結論が出た、さういふふうな、長官はこれをどのように認識をされておるのか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(荒玉義人君) 全く事実無根だと私は聞いております。

実は私、その点は衆議院の修正について責任者に確かめまして、全く事実無根だと聞いております。ただし、おそらくさういふ意見があつたので、ベターかという議論なら、むしろ原案だといふ話は聞いております。ただし修正につきましては前進でございます。したがつて、さういふ前進していくことでございますから、基本的には反対だといふ意見はないはずでございます。

○矢追秀彦君 要するに、いま言われたのであれば修正に反対で、改正案は賛成と答へてゐるのか、もう少し詳しく経過といひますか、何か特許庁の花村総務部長及び阿部第二部長に、さういふ反対が委員長から伝えられたといふことなんです、その点の経過等について詳しい事実、できたら報告願ひます。

○政府委員(荒玉義人君) これは実は私が現在の理事長に確かめたのは、先ほど申し上げたとおりでございます。したがつて、もちろん先ほど言ひましたように、元の案よりはメリットが減つたこ

とは否定できないし、修正を行なっても現状より大幅な改善にはなる、そうして新法分については全く新しい効果が出てまいるわけでございますから、したがってそれが反対だという態度をとるとは考えられない。これは私直接理事長から聞いた話でございます。

それから先ほどこちよと話が出ましたが、私どもの総務部長に話があったというように聞いておりますが、私が申し上げたことと同じでございます。違った話は私聞いておりません。

○矢追秀彦君 いずれにせよ、今回のこの改正案非常に問題も多し、さらに修正によってよい問題がまた大きくなったと私は考えおるわけです。にもかかわらず、非常に政府としてはこの改正案をどうしても通そうということで、いま審議をしているわけですけれども、どうしてもそこまでやらなくちゃならないか、きのうからも出ておりましたけれども、PCTとの問題ももう差し迫っておるわけですから、そこまで待ってもいいじゃないか。きのうの答弁では九十六万の滞貨と五十

八万の滞貨とどちらがましかと、二者択一なんだと、こういう御答弁もありましたが、まだそういうことじゃなくて、私が言いたいのは、体制の整備をやって、そうしてPCTのときに改正をすべ

きであると、それまではまだまだやることはあるんじゃないかと、土台がたがたしておるのに、上だけ変えるというのは私は問題があると思う。特許庁はちゃんとしてっかりしくちやいけななし、

いろんな問題があると、このように思うわけですが、けれども、にもかかわらず、非常に法案を強硬に通そうとされておるわけでありますけれども、この点はまだこの時点で考え直す余地はないと思ひ

ますけれども、とにかくこの修正案を含めて、特に修正案は特許庁としてはあまりよくないと、好ましいものではないということば、きのうの竹田委員からの質問においても私は明らかになったと

思うんですけど、あくまでも滞貨処理に力を入れて……。私はもつと基本的なものが何かここで隠されてしまって、結局早期公開になって、損

をするのは発明家であり、権利を持っている人たちだと、このように思うわけです。

最後に一つだけお聞きをしたいのは、発明権——発明権にもいろいろありますけれども、秘密権というものが発明権にあるのかどうか、その点はどう考えておられますか。

○政府委員(荒玉義人君) 発明権という中身は、非常にことばは簡単ですが、むずかしい問題かと思ひます。で、私発明権というものはいわゆる天賦人權の権利ではないと思ひます。や

はり一つの財産権だと思います。財産権といふのは、やはり出願をして、どういふ効果があるかといふことは、あくまで法律で定められるといふ意味の発明権というのは、財産権の一種であり

ましてどこまで秘密にするかどうかということ
は、当該国の特許庁が定めるものでございます。
本来何でもかんでも秘密にできるという権利を
持ったのが発明権だとは考えておりません。

○矢追秀彦君 今後この発明というものを、特にいまの発明権というものをもとにして、発明関係の方から発明に関する法律といえますか、基本法的なものをつくってはどうかなんていう意見もある

るわけですが、それについてはどうされますか。

○政府委員（荒玉義人君） 実は私、その話を聞いておりますが、発明の基本法というのは私はないと思います。むしろ科学技術全般の振興その基

本法というのが、おっしゃるところの発明の基本法でございます。科学技術振興という基本法があれば、発明の基本法というものはむしろその中へ吸収される性質ではないかと、かように考えて

○矢追秀彦君 大体予定時間がきましたので、最後に料金の問題ですが、これが改正になっても、この料金については新旧両方といいますが、そう
おります。

○政府委員(荒玉義人君) 御質問の趣旨がわかりかねますが、むろん料金は一般的には五割増しに
かがですか。

て、特許では一発明について八千円、実用新案で四千五百円という審査請求料を加算しておりま

す。もちろん請求料それ自身は、新しいものだけが適用されるといふふうに制度はなっておるわけです。ちょっと御質問の趣旨にはずれたかも……

○矢追秀彦君 特許と実用新案の出願も意匠商標

の出願と同一の五割増にきめるべきじゃないかと、こういう意見があるわけですが、そういう点、私のことはで足りなかったのですが……。

は、特許、実用新案と同じように、意匠、商標につきましても、現行据え置きでございます。おそらく御質問は、特許、実用新案の場合には新しい

請求料を加算したわけだから、かりにいいかどうかは別として、バランスはとれておるけれども、ほかの手数料が値上げになって、意匠、商標の出願料は据え置きというのはどういうことか、こう

大体今度の場合、一応出願料は据え置きだと考
えると同時に、意匠、商標の場合ですと、最終的
なきめ手にはなにかねると思いますですが、一応現
いう御質問かと思っています。

在の費用を計算してみますと、大体商標は現在三千円でございます。意匠は千二百円でございますが、おおむねそれでやっていけるのではないかと一応考えまして、出願料は合わせて据え置きたい

しましたわけでございます。

○川上為治君　私の考え方から言いましても、衆議院の修正は必ずしもよくなつたとは言えないのであります。七十何万件にも及びます。現在の滞

貨を処理する考え方から言いますと、一步前進したものと云わなければならぬのであります。これは矢追委員とか、あるいはその他の委員からも何べんも聞いたのでありますが、念のため、特

許庁長官はこれをいかに考えますか。

○政府委員(荒玉義人君) 結局衆議院のお考えは公開制度を中心としたしまして、過去に出願した人はやはり新しい制度を認識して出願しておるわ

方、その他も旧法でそのままやっていただけというだけで、その点を重視されまして修正された

ものと考えております。したがいまして、それなりの一つの考え方だと考えております。

○川上為治君 この点につきましてはこれ以上追及することをやめまして、この法律と並行しまし

て人員の増加とかあるいは待遇改善をはかる必要があると思いますが、今度の四十五年度の予算におきましては、人員は幾ら認められたんですか。たしか二百十三名の要求に対して七十五名しか認

められなかったという話ですが、この詳細について伺います。

○政府委員（荒玉義人君） 要求は先生おっしゃいました二百十三名、審査官・審判官百名、それから

ら事務系百十三名でございますが、それにつきま
して最終的な査定は事務系のみ七十五名でござい
ます。これは昨年度の国会におきまして、四十四
年七月一日現在で審査・審判官の欠員が百三十九

名でございます。これは欠員といっていますが、実際埋められなかった、埋めなかったわけでございます。それで、実際は事務に使っておりまして、そのあたりがいろいろ問題になりまして、したがって、

審査官・審判官は、現在の欠員の中でとればいいじゃないかということでゼロでございます。事務系だけ七十五名、もちろんこれは現在定員を事務系で借りておりますが、その埋め合わせという

のを含めまして、そういった査定になっております。以上が査定の結果でございます。

○川上為治君 行政管理庁はどういうふうにこれを受けとめておりますか。

○説明員(石原寿夫君) 四十五年度の増員要求につきましては、いま長官から御答弁がございましたように、審査官・審判官、事務系を含めまして合計二百十三名でございます。私どものほうが査

定、定員増を認めましたが、七十五名でございます。これは全部一般の事務職の方を認めたわけでございます。その意味では、審査官系統はゼロという査定になっておるわけでございます。これ

異常な業務状況から考えまして、行政管理局としましては審査官ということをごとちからかといいますが、重点的に考えまして査定を行なってきたわけでございますが、いろいろお話を伺って見ますと、一般の事務職員はもうたいへんであるといふこととでございますので、なおかつ審査官系統に若干の欠員もあるという状況を見合わせまして、今年度は事務職系のみ七十五名の増員を認めた、こういふ次第でございます。

○川上為治君 特許庁長官にお伺いしますが、職員は、あるいは審査官とか、そういう職の人には非常な技術を必要とします。技術がなければどういふその職員にはなれないのであります。でありますから、この審査官あるいは審査官の養成機関をつくる考えはありますか。また、それに対する予算はどうなっておりますか。

○政府委員(荒玉義人君) 川上先生のおっしゃいましたのは、採用する前で、適格者を養成したらどうかという点が第一の御質問でございますが、結局われわれのところは、大ざっぱに言いますと、あらゆる技術部門が必要だ。こういうことでございまして、と言いますのは、もちろん出願自身は、あらゆる分野、そうしますと、結局技術の総合教育機関という形になりまして、結局文部省の教育機関と全く同じ性格ということになるのではないかと。ですから、たとえばある技術だけということとでございますと、一つのたとえば原子力ならば原子力あるいは特殊な技術分野でございますが、一つの養成機関をつくってという考えが出来ますが、結局一般的な教育機関ということにならざるを得ない。そうしますと、先ほど申し上げましたような全く文部省の教育機関と完全に一致するといふことがございますので、事前にそういう機関というものはいろいろ考えてはおるわけですが、現在のところ実現がなかなかむずかしいのじゃないかというふうに考えております。問題は、やはりあとでどの程度養成を高めていくかということが問題になるわけでございますが、現在研修所ですういふことを実施しておりますが、四十

五年度のそういう予算関係が約千二百万でございますので、もちろんこれはわずかでございしますが、前年度対比五〇〇増しで、先ほど申し上げましたような、入ってからあとにおきまして、実際の技術を教えていくということで、現在とまっております次第でございます。

○川上為治君 それならば人員のその飛躍的な増加も認められない。それからその養成機関も建てないといふことになれば、これはどうしても法律を改正して、早期公開制度とか、そういうものも絶対にやらねばならぬといふことになりますか。

○政府委員(荒玉義人君) 先ほど申し上げましたように、もちろん人員の拡充のみで問題は解決するほどなまやさしい問題ではございません。したがって、もちろん人員は拡充すると同時に、それだけでは問題の解決になりませんので、やはり改正も含めてやりたいという考え方でございまして、○川上為治君 行政管理局にお伺いしますが、特許の事務は非常に複雑でかつまた技術を要する。そうして、滞貨は七十万件も積もっている。これをどうしても早く処理しなきゃならぬといふことになれば、やっぱり人員の増加を並行してやらなきゃならぬと思うんですが、それに対してはどう思いますか。

○説明員(石原寿夫君) 先生御案内のとおり、特許庁の異常な業務状況と申しますか、そういうものが問題になりましたのは、臨時行政調査会が意見を提出しましてクローズアップをされてきたわけでございますが、三十九年以来行政管理局といたしましては大体百名内外の定員増を認めてきたわけでございます。もちろん滞貨が先生御指摘のよう七十万にもなり、処理期間も非常に長期を要しておる、あるいはまた特許庁の職員各位の負担が、米田、西ドイツ等の先進諸国のおそらく三倍ぐらいになるのではないかと申しますが、非常に苦勞をなさっておる、そういう状況を短時日の間に解消するのに十分な人員であったとは思っておりません。しかしながら、今回の特許庁でお考

えになりました制度改正を契機としまして、また新しい業務の計画もお考えになることと存じますが、私どもとしましては、御案内の総定員法施行下における非常にきびしい定員の規制の状況下ではございしますが、いろいろ御指摘を受けておる特許庁の業務の状況というものを十分配慮をいたしまして、特許庁の業務計画というものができ得る限りすみやかに遂行されるように、できる限りの協力をしてまいりたい、かように存じております。

○川上為治君 そうすると、特許庁の職員が一般行政官庁の職員とは別なものと、そういうふうにお考えですね。

○説明員(石原寿夫君) 従来も特許庁につきましては他庁に見ない配慮をしてまいっておるわけでありまして、その考え方は将来も変わることはないと思っております。

○川上為治君 他庁と違うんだということですね。だから、その考えをずっと貫いてもらいたい。総理も何かの場合に、特許庁の人員については増加しなければならぬということをおっしゃってますからね。どうかそのつもりでやってもらいたいですね。

○説明員(石原寿夫君) 御指摘の線に沿いまして十分の努力をいたしたいと思っております。

○川上為治君 それから、この法律と並行しまして、やっぱりその待遇の改善をしなきゃならぬ。だから、待遇の改善についてどういふ措置をとったですか、今度の四十五年度の予算において。

○政府委員(荒玉義人君) 今度の四十五年度では調整号俸の増額をいろいろ折衝いたしました。それは残念ながら現行と同じでございます。○川上為治君 なぜそういうことになったんですか。

○政府委員(荒玉義人君) 現在の調整額というのは、御承知のように三十五年に新設されたわけでございますが、結局現在われわれの事務折衝段階では、すでにある程度のフーバーを与えておる、で、いろいろこれが現在でもフーバーであ

る、横並びに見ていろいろ影響があるといふような折衝でございますので、少なくともわれわれはいたしましては、現在すでにあることとすし、これを拡充することはいまだの問題解決の一つの有力な手段であるといふことで、事務折衝を続けておるわけですが、結局、実現を見るに至っておりません。

○川上為治君 これは大蔵省に聞かなければならぬけれども、人事院が来ておりますから、どういふわけで人事院はそういう査定をしたんですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 御承知のとおり給与につきましては各省庁から各職務につきましてたいへんな要求がございまして、当面の特許庁関係につきましては、審査官におきましては、その仕事の特殊性におきまして俸給の調整額が八割つけられておるわけでございますが、これはその仕事で非常に独立的に行なわれることと、技術官であるといふ二つの理由からつけられていた性質のものでございまして、ほぼ同じようなパターンで仕事をしておりましたとえば人事院の公平審査官あるいは海難審判官の審査官、社会保険審査官、そういったような職員につきましては現在要求がございまして、やはり公務員の中における均衡といたしましては、やはり点から考えますと、審査官に比べないといふ点から考えますと、審査官につきましては、ややほかよりは若干いいという感じであつておるという感じが私どもとしては見えておるわけでございます。

○川上為治君 やや優遇されておるといふ話ですが、これは絶対にやらなければならぬことであるし、いま七十何万件もたまつておるのですよ。だからどうしても待遇をよくしないといけないと思ふのですが、これに対してどう思われますか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 仕事の滞留関係につきましては、いろいろ特許庁から伺っているわけでございますけれども、この関係は私は給与の関係だけでないといふふうに考えております。やは

り給与関係としては、それ自体としまして公務員内部においていろいろ要求がたくさんございまして、その関係の中におけるバランスということもまた十分配慮していかなければならない性質のものでございます。そういう意味で、特許庁につきましては、そういう現在における優遇措置というものも他面では考えながら、他面では昇格状況につきまして毎年配慮をしておるという状況でございます。

○川上為治君 この点はよほど優先的に考えなくちゃいかぬと思うんですよ。それで、これから優先的に考えてもらうような措置をとってもらいたいですね。

○政府委員(尾崎朝夷君) 御指摘のお話につきましては、私も私もとしまして趣旨をよくかみしめまして、特許庁の御要求もいろいろございまして、今後対処してまいりたいというふうに考えます。

○赤間文三君 関連して。

いまの特許関係の職員の優遇は、これは非常に大事なことから、特許の問題が起るたびごとに特許の職員を優遇してもらいたいということ、各委員、前からお願いをしているが、一向優遇をしていただいたようなことはない。私は川上君の御意見と同じように、思い切つてひとつ優遇をしてもらいたい。いつもあなたのほうに答弁は、いつでもバランスだ、バランス、バランスがあるからその特許だけを優遇するということはない、かなが骨が折れるが、できるだけのことをするというの、昔からの御答弁、私は考えを異にして、特許のようなものは重要な仕事で、しかもじみない問題、しかもたいへんな件数が滞貨しておるに、優遇だけがそれを解決する方法じゃないと思ふけれども、あらゆる面から解決策を講じなければいかぬ、あるいは機械化することあるいはいろいろなありとあらゆる方面から、人間もふやさなければならぬ、いろいろな方策を講じなければ、やっぱりその人が真剣に勉強をするというためには、相当思い切つた優遇策を講じないとい

ぐあいが悪いのじゃないか。それで他のバランスというものは、普通のところはバランスでけつて、うすけれども、特許のようなものは、やはりバランスを幾ぶん破つてでも優遇されること、特許事務の円滑を期し、ひいては滞貨処理の大きなものになる。その辺少しもつと頭を切りかえてもらつて、バランスなんというのを切りかえても、思い切つた方法を講じてもらいたいということ。その点についてのお考えを願いたい。ここ四、五年の間にどういうふうな優遇を講じられたのか、あくまでも他の役目と同じように、バランスだけでこれだけのか、幾ぶんこういう重要な問題についてはバランスを破つて、こういうふうにやつたんだということがあつたら承りたいと思ひます。いつも言うけれども、一向私の承知するところでは、あかの抜けたような優遇策は講じてないのじゃないか、そういう私は考えを持っています。あなたにちよつと、四、五年前からどういうふうな優遇策を講じられたか、具体的にそれを承りたい。

○政府委員(尾崎朝夷君) 申すまでもございせんけれども、給与問題というのは、やはり基本はバランスでございまして。ただいまのお話につきましては、特に特許の関係を優遇せよというお話でございまして、ただいま申しましたように、他に同様な職をやっているところもございまして、たとえば審査官、人事院の公平審査官、その他審査官、海難審査官等もございまして、それらの職員には何ら特別な優遇はしておらないのでございまして、特許庁の審査官につきましては、八割のいわば俸給表を異にするような調整をいたしております。そういう意味で、私はやはり優遇であろうというふうに考えておるわけでございます。で、なお特許庁の職員につきましては、審査官、同じ審査官と申ししても二等級の審査官あり、三等級の審査官あり、四等級の審査官あり、五等級の審査官がございまして、そういう職員の昇格につきまして、毎年、たとえば本年の場合にも三等級につきまして、一割程度の増加

を認めているということで、例年どおり定数の昇格につきまして、定数の関係で配慮をしていっておるという状況でございます。

○川上為治君 特許の早期に滞貨をなくするためには、オランダでやっておるような、あるいはIIBといいますが、あれのごとき予備機関をつくる必要はないのですか。予備で審査してそれからふるい落として、それから本番に返つてあれするといふ、そういう機構をつくる必要はないのですか。

○政府委員(荒玉義人君) 先生のおっしゃいますのは、いわゆる新規性調査機関という意味ではないかと思ひますが、これは私たちのほうではそれにかかわるのを、特許情報センターを考へております。普通新規性調査機関といふと、特許出願したあと、特許性があるかどうかという判断でございまして、むしろわれわれがそうじゃない、むしろわれわれが研究開発をする当初から、こういうものが世にあるかどうかということに対する調査が、ひいては特許出願後にも使われるわけでございます。そういう世の中の熾烈な要求に對しまして、特許情報センターを設立したい、いま準備中でございます。四十五年度には二千二百万円予算を計上いたしまして、主としてどういふシステムでこれを行っていくかというのを目下試験中でございます。したがつて試験といふものは、人間を使つていけば調べるといふこと、これはどうしても必要に應じられませんか、何といたしましては電子計算機を使つてやつて、そのためには非常に精密なやつといふのはなかなか現在できておりません。その精密でなくとも迅速にその調査に應ぜられるようなためには、どういふシステム、やり方があるかということが先決問題でございます。したがつて、それがはつきり次第、その結果が業界が満足すべきだといふ事実がはつきり次第、設立したいと思つております。そういう意味では四十五年度は施策中でございますが、できるだけ早い機会に発足したいと思つております。

○川上為治君 さつきおっしゃいましたようなセンターとか、そういう種類のものが非常に飛躍的に特許の促進をするようになれば、非常にけつこうなことでございまして、その予算については特別に取りはかつてもらふように大蔵省と交渉してもらいたいのです。

○政府委員(荒玉義人君) 先生のおっしゃるとおりに努力してまいりたいと思ひます。

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○須藤五郎君 通産大臣、ぼくはここできのうからずっと皆さんの意見を聞いておると、この法案を無理をなすつて通す必要がないという感じがするわけなんです、大臣はこの法案の修正につきまして、よい修正だとお考えになりますか、悪い修正だといふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点につきましては、政府が当初提案をいたしましたときにメリットと考へておりましたことと衆議院が考へになりましたこととのいわばディメンションといひます、ディメンションの考へ方に違いがございまして、何ともいふ悪いといふことが申し上げられないといふのが率直な感想でございます。つまり私どもは、昨日から申し上げておりますように、早期公開制度にいたしまして、今回のような措置をとつておけばよもや違意のおそれがあるまいと考へ、現実的なそれからいくところのメリット、すなわち処理の促進でございまして、一般利用者に対して出願の内容を早く知らせるといふメリットを考へたわけでございますが、衆議院におかれましては、万一違意だといふ訴訟などが起つた場合には、少なくとも法の安定性を欠く、そういう御見地からそのような疑いのある部分は改めたほうがよろう、こういう方針であつたわけでございます。で、これは違意だと衆議院が考へられたのではなくて、昨日も御説明のありましたように、そのような訴訟が起つた場合には、結着のいかににかかわらず

法の安定性を欠く、こういう御見解でありました。私はそれは一つの御見解であらうと思うのであります。そこで、そのような御修正があった後でも、なおこの法律案が修正後の形で成立することが望ましいか望ましくないかということになりますと、私も少なくとも修正後をかりに新法と申し上げさせていただきますが、新しい法のもとで出されます出願については、このような早期公開の制度等が適用されますから、将来に向かって出願の処理の迅速化をはかることができる。そのメリットがあらわれますのはしばらく後でありませんが、いまここの法改正をいたしておきませんと、いつまでたってもそういうメリットがあらわれず、記録の累積の山にさらに同じ種類の累積が加わっていく。そのため審査期間はさらにさらに長くなるということでございますので、それらのことを総合して判断いたしますと、今回の衆議院修正というものは、なお修正を含みましたままでこの法案が成立することのほうが、現行法でいきますよりは私は行政としては効果が大きい、このような判断に立つわけでございます。

○須藤五郎君 大臣の説明を聞いてみると、何だか政府当局と、それから党との間に見解の相違がある。その見解の相違をすつきりしないままで、この法案が提出されておるような感じを受けるのですが、そういう政府と与党の自民党の見解の相違をそのままにして、それをすつきりとさせないままで、この法案を提出して、そうして政府は、それで事足りると思えなっているのですか、どうですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 修正の提案者の方々と私どもとは、確かに同じ党に属しておるわけでございませうけれども、同じ党内におきましても、立法府においてものを考える立場と、行政府においてものを考える立場は、これは違ひ得る。また私は違ひことがむしろ当然ではないかというふうに思っておりますので、確かにこの問題につきましても、

立法府における私どもの党の人たちと、行政府における私どもとは、ただいま申し上げましたような意見の衝突というよりは、どのディメンションを重く考えるか、すなわち行政府においては必ずから行政の能率化、効率化ということに重きを置いて考えますが、立法府においては、将来この立法が万一法の不安定性を招いてはいけないうところ、重点を置いて考えられる、これは私はむしろ当然のことではないかとも思うのでございます。

○須藤五郎君 その点、またあとで議論すると思いますが、荒玉長官としましては、今度修正を受けたわけなんです、その修正は快く受けることのできる修正なんです、どうかどうですか。

○政府委員(荒玉義人君) 衆議院の意思のあるところを体してその範囲内で能率をあげるということが私の責任だと考えます。

○須藤五郎君 しかしこの修正を受けて、それを行政官として実行していく上においては、この修正された法案に対する確信と自信、積極的な態度がなくちゃ、ぼくは行政官として常に胸の中に何かつかえたものがあつて、おれはこう考へていた、これはこうなつたんだから無理な点が出てきたんだと、おれの考へどおりいっておつたらもうどうも、おれの考へどおりいって、おれは胸につかえたようなものがあつて、はたしてあなたは行政官として責任を果たしていくことが出来るかどうかということなんです。

○政府委員(荒玉義人君) 衆議院の修正、これはいろんな見地から考へられると思ひます。われわれといたしましては、やはり与えられた一つの目標でございます。もちろんその範囲内で、自分の全力投球をするのが、これは私の責任だと思ひます。

○須藤五郎君 荒玉長官の話聞いてみると、どうしてもあんたの胸の中にはわだかまりがある、しか聞き取ることができないんですよ。おれの考へと違つた修正案をされた、こういうことで私は受け取っていいんですか、どうなんですか。

○政府委員(荒玉義人君) 繰り返すように恐縮でございますが、これは私も行政官でございます。したがういまして、それはいろんな意見は私は持つておりますが、一つの国会の最高の決定でございますから、その範囲内で万全な努力をするということは私に与えられた責務と考へております。

○須藤五郎君 今度の修正案がよい修正案だ、あんたが考へるならば、私は一つあんたに意見があるんです。この前の国会で幸福にもこの法案が棄られた。その結果、ここの修正案を出すチャンスというものが出てきたわけなんです。だからあんたは、あのときに強引にこの法案を、原案を押し通そうとして非常な努力をされたわけなんです。もしもそれがあの先国会で押し通つておつたら、ここの修正はなしで押し通つておつたら、ここのことになるんですよ。だから今度の修正がよかったと考へるならば、あのとき押し通そうとしたあんたは責任をとらなかならぬ。もしも今度の修正案が悪かつたというならば、何で悪いのを受け取るんだ、ここのことなんです。一体あなたの態度がすつきりしないのです。そこらが、あんた悪い修正だと考へておるんです。そこらが、どうですか。よい修正だと考へるんですか。

○政府委員(荒玉義人君) これは私自身は、これはもちろん責任者といつたしまして、もとの提案が私は最良だと、これはだから出したわけでございします。ただその後いろいろ各界意見ありまして、そういう修正が最高権威の中でなされるということにつきましては、これは私としてはその範囲内で行政努力をするという以外に、これはわれわれの行政努力というものはその範囲内にとどまるというふうに思つております。

○須藤五郎君 そりすると、もう一べん言ひますがね、前の法案がわれわれ行政官としてはよい法案だといふ確信を持つておる、今日もなお国会で、最高立法府で修正されたからやむを得ないんだと、だからわれわれはその修正案に従つて努力していく以外に行政官としていく道はないんだと、ここのことなんです。

○政府委員(荒玉義人君) ですから、提案した以上は、私といたしましては最高だと思つてから提案したわけでございします。ただ、いろいろな議論の結果、そういう考へ方もある一つの考へ方であるというところになれば、これは私としてはその範囲内でやるというのが私の責務でございます。

○須藤五郎君 もちろん行政官は立法府の法律に従つて行政をしていくのが筋ですよ。その行政に当たつてあなたの気持ちがつつきりしなければ、行政官としてつづかなことをやっていけない、あなたの胸にこたわつておるわけなんです。前のほうがおれはよかったのだ、ここの法案が成立したら、あなたは常に胸にこたわつたものを持ちながらやつていかなければならぬ。はたしてあなたはつづかな成績をあげることが出来るかどうか、これはわれわれ立法府の懸念するところなんです。

○政府委員(荒玉義人君) 私、行政責任者といつたしましては、それは一つの仮定の議論でございます。まして、通過した以上は、これはさらに新しい観点で新しい目標のもとで行政努力をするということとございまして、極端に言ひますと、私自身の当初思つたことと私は全く関係のないことかと思つております。

○須藤五郎君 ぼくがあなたのような席にある行政官なら責任をとりますよ、はつきりと。ぼくはこゝろ思つていたら、それがこゝろいふふりにされた、なお自分の胸の中には前のほうがいいと思ひ意見がある、それなら私は行政官として当然責任をとるのが私は筋道だと、こゝろいふふりに考へますよ。あなたどういふふうにお考へになつていますか。

○政府委員(荒玉義人君) その点につきましては、現在とにかく早く制度化するということが私に与えられた最大の道かと思ひます。その後においてさしあたりどうしたらいいかというふうなことは、私今後自分なりに考へてまいることではないかと思ひます。現在のところは、

日も早くこれが制度化するという以外に私は考え方はございません。

○須藤五郎君 これ以上行政官を責めてもおお気の毒ですから、私はこの点をここでとどめておきます。私がこういふことを言いたくないのです。が言つたのは、あなたのこの前のこの法案審議に對しての態度が、私は問題があつたと思うのです。あなたはよほどの確信を持つて、そしてこの法案通過のために非常な積極性をもつてわれわれの答弁に對しました、当たつてこられた。非常なエキサイトをしてときにはやられた。それほどあなたが、このような大修正を、骨抜きとも言うべき大修正を受けて、なお行政官としてのんべんだらりとその席にあるということが、はたして適當なことなのか、そういうことを私は懸念をしますから言ふんです。

そこで、もう一つあなたに續けて質問したいのですが、この前の国会の七月十七日の商工委員会におきまして、この法案の審議に際しまして、ここに持つておられます「明日を開く特許」という本の中にある、この二百七十七ページにある工業技術院勤務規程、このことについて私は質問をしました。そうするとあなたはこの法律を出しまして、この法案は、この条項はもうすでになくなつておられますと、こう言つた。それじゃなくなつたものをなぜこの「明日を開く特許」という本に出しておられるのかと言つたら、別のものがあるが間に合ふなかつたために古いものが出ましたと、こゝろふうにあなたはお答えになつた。それじゃ古いものがあるならば、その古いものと新しいものをこゝへ出してこれと要求しました。それなら、いま手元にありませんからと言つて、後日に御説明したいと思ひますと、こゝろふうに明らかにお答えになつておられるのです。ところがその新しいものが、聞くところによるとできていないやうな感じがする。できておられるのですか。できていないのですか。

○政府委員(荒玉義人君) その点につきまして私の前回の発言を訂正させていただきます。といい

ますのは、その直後訂正の機会を考へておりましたのでございませうが、委員会ございせんので、まことに相済みなく存じます。先般衆議院ではそのことを御訂正いたしました、あらためて当委員会で訂正をいたします。正確なところはことしの五月一日から新しい規程が施行になります。それが一番正確な事実でございます。さうして訂正をお願いしたいと思います。

○須藤五郎君 それでは行政官の長官ともあろうものが、昨年の七月十七日に私にうそを言つたことになるじゃないですか。そんな無責任な答弁をしておつて済むと思ひますか。あなた普通の行政官じゃないのですよ。一つの庁をあずかる長官じゃないのですか。その長官が国会議員の私に對して、改正をされておられます、しかし、印刷が間に合ふないためにこれには前のものが載つております、それで後日御説明いたしますと七月十七日に答えておりました。それをいままで私に持つておつた。全くだういふ回答をしているのじゃないですか。そういううそを答弁をするやうな人の答弁聞たくないです。そんな無責任なことではないんですか。あなたの職責が果たせるのですか。だから、私は先ほど言ひつらういふことであつたに言つたのです。何で私に、その後商工委員会もあれば、いろいろな委員会が開かれておるじゃないですか。何でこゝろふうに改正しました、先日申しましたことはあれはうそでしたと、何で私の部屋にまであつた言つてこないのですか、私は今日までちゃんと修正されておつたのだといふうに理解をしておつたのです。私はあなたに一ぱいベテンに食ひつたことになる。それで国会議員としての職責が果たされますか。どうしてくれるのですか。

○政府委員(荒玉義人君) 私が先生に御説明しなかつたのは全く私の手落ちでございます。相済みないでございます。ただし、担当が先生にその旨を申し上げたかと思ひますが、私自身としては事実の釈明に参上いたさなかつたことはまことに相済みなく思ひます。

○須藤五郎君 担当者も来ていませんよ。私のところに文書も何にも来ていませんよ。

○政府委員(荒玉義人君) 私、実は担当者といひますか、この白書をつくられた人から聞きまして、すぐ先生に訂正するように私申して、本人から先生に一言申し上げたといふうに聞いております。ただ、私自身がお伺ひしなかつたことは、これ私自身の間違いでございます。あしからずお許し願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 それではことしの五月一日でちゃんと改正された内容を私にいただいたと思ひます。

○政府委員(荒玉義人君) 手元にございますので……

○須藤五郎君 これは委員長、いま私がこれをいただいてこの内容を検討してすぐ質問するといふ時間的な余裕がないのです。ですからこの点については、私はあらためてこの内容については質問をしなければならぬが、前の規程と今日の規程との間にはどれだけの違いがあるのか。それからこの規程はやはり工業技術院長の名によつて出された規程だとなつております。その点変わりはありません。

○政府委員(荒玉義人君) 實質的には差はございません。ただ表現が三十五年法——つまり新しい法律の用語を使つておる差と聞いております。ではこの前の規程によつてものが処理されてきたと、こゝろふうに理解していいのですか。

○政府委員(荒玉義人君) 新法の三十五条にいわゆる職務説明という範圍がございます。で、旧法はその表現が異なつた表現で書いてありますが、實質的には差はございません。したがって、こゝろふうの意味では表現の差だと私は解釈いたしております。

○須藤五郎君 権限あるものと考へております。

○政府委員(荒玉義人君) 根拠は国家行政組織法第十四条第二項の規定と考へております。

○須藤五郎君 法令を私持つていないので、ちょっと読んでみて下さい。

○政府委員(荒玉義人君) 行政組織法第十四条第二項に「各大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達を發することが出来る。」この規定に基づきまして工業技術院は訓令を發することができると考へております。

○須藤五郎君 この法令の解釈が少し拡大解釈じゃないですか。「各大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達を發するため、所掌の諸機関及び職員に對し、訓令又は通達を發することが出来る。」といふことになつていますが、いまの国家行政組織法の第十四条第二項を讀みますと、訓令を發する権限は各大臣、各機関及び各庁の長官だけでありまして、工業技術院長、いわゆる国家行政組織法第八条に規定されている附屬機関の長には訓令を發する権限はないのじゃないですか、この場合。

○政府委員(荒玉義人君) その点につきまして法制局ともいろいろ相談いたしましたのでございませうが、この中で大臣の委任を受ければ二項が適用になるといふうな法制局の解釈に基づきまして、われわれはこの規定に基づきまして工業技術院が訓令を發することができるといふうに考へております。

いいというのはこの法律にも出てないじゃないですか。

○政府委員(荒玉義人君) これはわれわれ法制局で確かめた限りには、各大臣といっている場合に、当然内部的に委任が含まれておるといふふうな解釈で先ほど申しましたような結論に達しているわけでございます。

○須藤五郎君 そんな法律を自分たちから勝手に解釈するということが、これはわれわれ立法府としてそう簡単には受け取っていかねないかというのです。それはどこの法律にもどこの条項にも大臣が委任状を出せばかまわぬという、そういう条項どこにありますか、あつたら見してください。

○政府委員(荒玉義人君) あくまで解釈でございます。

○須藤五郎君 そんなかつてな解釈をして、そしてこんな人の財産権まで奪い取るような訓令を出すなんて、そんなばかなことありますか。大臣と申しますか、そういうかつてな解釈でこういう働く人たちの財産権まで奪い取るというふうな訓令出していいんですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 一般に、大臣に与えられた内部のそういう職務等に関する規定は、これは委任できるというのが私はもの原則だと思ひます。その責任はむしろ委任者に帰属することとは申すまでもございせん。

○須藤五郎君 委任状があるならひとつ見せてください。大臣の出した委任状があるなら私に見せてください。

○政府委員(荒玉義人君) ちょっと内部のあれは、工業技術院なり官房にちよつと私確かめたいと思ひますので、この点についてちよつと十分ぐらゐ時間を与えていただければ幸ひに思ひます。

○須藤五郎君 私はこの解釈が、憲法第二十九条の「財産権は、これを侵してはならない」という条項が、憲法ではつきりと規定されておる。この憲法第二十九条の精神を無視したやり方だ、否認していると思う。だから私はこれをやかましく言っているのです。それが大臣の委任状でかつて

に働いている人たちが、発明した人たちの財産権を取つていける、没収していくようなそういう規定が出せる道理がないですよ。かりに出せたとしても、私はこれは憲法第二十九条の違反だという点を強く訴えたいのです。

○政府委員(荒玉義人君) おそらく問題は二つございませう。先ほど須藤先生おっしゃったのは、第一には工業技術院は訓令を出せるかどうか、これは先ほど申し上げたことであらうと思ひます。

第二は訓令でいけるかどうかという問題、これは別でございますが、これは三十五條の職務発明の規程から私は訓令でいけると考えています。といひますのは、この職務発明といひますのはこれは各国それぞれ異なる取り扱いが違つておりまして、いわば一種の広い意味の法人発明といわれる部類でございます。といひますのは、職員があつて、そして職員は職務を通じて発明が出てきたといひた場合に、これは別なことでいいえ、これは考え方でございませうが、初めから法人のものだといひる規制も可能でございます。ただし、まあ日本の特許法の場合ですと、一応その発明の帰属はもとの自然人、つまり従業員のものでございませう。ただし法人があらかじめ契約をもつて法人のものにするといひことが許されているといひのが職務発明でございませう。これは、ですから全く個人のものでもなければ全く会社のものでない。ちよつといひば中間的なものかと思ひます。それで特許法は先ほど申しましたように、やはり自然人である従業員に本来帰属するのだ、ただし、法人はあらかじめ契約をもつて予約継承ができるといひふに規定しているわけでございます。そういう意味では、実質的にはそういう意味のいわば広い意味の法人発明でございませうので、両者の相對等する契約にすべてよらなければならぬといひ性質のものではございませう。むしろ発明の特性から見て、使用者側の定めること、もちろん契約でございませう。そういうことできめても差しつかえないといひのが私三十五條の職務発明の性質から出てくるのではなからうか、かように考えて

おります。

○須藤五郎君 先ほど要求しました資料が出るまで私ここにおりますがね、質問をちよつと待つていただきます。肝心のものが明らかにならぬ前に質問を續けていくことは無意味だと思ひます。

○理事(川上為治君) ちよつと速記とめてください。

〔速記中止〕

○理事(川上為治君) 速記を起こして。

午後二時二十七分休憩

午後二時二分開会

〔理事大谷藤之助君委員長席に着く〕

○理事(大谷藤之助君) これより商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、特許法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○須藤五郎君 休憩前に私が出した問題に對します政府の回答を求めたいと思ひます。

○政府委員(高橋淑郎君) 長い間時間をかけて申しわけございませんでした。さつそく調べましたけれども、先ほど御質問のありましたような委任状といひものはございませう。

○須藤五郎君 またうそを言つたことになりました。大臣の委任によつてこれをいたしましたといひう。それならば、大臣の委任状を出しなさいといひう。それならば、そうしたらさういふことにならぬといひう。これは私はよく知つてゐるんですよ。ないものをあるがごとく言つて、そうして委任状によつてやつた、こゝろ言ひでせう。ないなら委任されたかされないか何にもわからないじゃないですか。そんなわからない雲をつかむような話で一方的に法の解釈をして、そうして働く人たちの権利を奪つていくといひう。これがよくはいかぬ。はつきりしないんですよ。

○政府委員(高橋淑郎君) 一般的に申し上げまして、行政機関はその指揮監督下にあります行政組織職員に對して訓令が出せるというのが行政法上の一般的解釈、通念でございませう。先ほどお話の出ました国家行政組織法第十四條第二項は、その訓令が出せるといひうことを明示的にあるいは例示的に規定したものと解しております。

○須藤五郎君 その法律の中に工業技術院長がそういう訓令を出すことができるという条項がありますか。事實は、工業技術院長にはそういう訓令を出す権限がないんじゃないですか。その権限があるといひうことをどこで明示していますか。法律の中でないですか。

○政府委員(高橋淑郎君) 明示はされておらなくても、先ほど申し上げましたように、法令の規定によりまして行政機関に對する指揮権を認められております。行政機関はその指揮権に基づいて訓令を発することができるといひうのが先ほど申し上げました行政法上の解釈、通念でございませう。したがひまして、工業技術院が訓令を出すといひうことはできるわけでございます。

○須藤五郎君 あのね、訓令を出すことのできる人は、国家行政組織法第十四條第二項、これによると訓令を発する権限は各大臣、各委員会及び各庁の長官だけあります。工業技術院長、これは国家行政組織法第八條に規定される機関の長なんです。これには訓令を発する権限がないといひうことにならぬ。そういう権限のない者に訓令を出す権限があるといひう解釈自体、私はおかしいと思ひます。それで工業技術院長にそういう訓令を出す権限があるという規定はどこから出てくるのか、それを私は聞きたいんですよ。ないんですよ。そういうふうに責めたら、大臣の委任によつていたしなさい、こゝろ答へた。それなら大臣の委任状があるなら出しなさい、そうしたら大臣の委任状はありますか、おかしいじゃないですか。それで大臣の権限もあるなら大臣の委任状がなくなつてしまふはずじゃないですか。大臣の委任状があつて初めて工業技術院長は訓令を出すことができるんですよ。その委任状なしでやつてお

るんじゃないですか、どうしてそれが正当だと言えるんです。そんなばかな答弁やめなさいよ。

○政府委員(高橋淑郎君) 先ほど一般的に申し上げましたが、工業技術院長あるいは工業技術院が訓令を出します場合には、先ほどお話の出まじ大臣の特別の委任による場合と、それから工業技術院設置法というのがありますが、その設置法による場合と二つあるということでございます。

○須藤五郎君 大臣、あんな解釈でございいう重大な問題がやられていてそれでいいんですか。あの解釈は私は法的に何ら拘束力はないと思う。法的に何ら力がない。あんな解釈は無効ですよ。法のたてまえからいってたら。そういう無法を工業技術院長がやってそれで一体差しつかえないものでしょうか。大臣これは重大な点ですから、私は責めておきたいんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 私の考えておりますところは、各行政庁の長というものは、その自分の庁に属する職員等に対して、事務執行上必要な通達を、訓令がでるというところは、これは行政組織の本来的趣旨からいって私は当然のことだというふうに考えます。したがってそういう立場から申しますと、第十四条の二項というものは、その機関の所掌事務について、ということに意義があるか、あるいは、これはおそろく、もう少し広く解せば、一種の例示規定であるか、そのいずれかであるというふうに私は考えます。そうでありませんと、一定の数の職員を、自分の所掌のもとに、監督のもとに仕事をさせるということについて、訓令なり示達ができなければ、これは自分の思っているように仕事ができないはずでありますから、これは、私は、行政組織、どこに書いてありますんで、法以前の当然の問題だというふうに考えるわけでございます。そこで、おそろく須藤委員が御指摘になっておられるところの問題は、そういう原則論ではなくて、いかなることに

ついて訓令をなし得るかということなのではないでしょうか。私はそういうふうに考えます。問題になっておる工業技術院の勤務発明規程なるものが、職員の勤務に關しての訓令であるのか、あるいはそれより広い範囲に出るものであるのかというところが、おそろく問題なのではないでしょうか。私はそういうふうに考えます。

が、職員の勤務に關しての訓令であるのか、あるいはそれより広い範囲に出るものであるのかというところが、おそろく問題なのではないでしょうか。私はそういうふうに考えます。

○須藤五郎君 そのとおりなんです、この訓令が、憲法第二十九条によつて保障されて明確になっておる個人の財産権にまで、そういう訓令一本で問題が解決されていくのかどうかという点なんです。そこに私は大きな問題があると思うのです。そういう憲法で保障された財産権まで——憲法の原則でしよ、これ。そこまで一行政官の訓令で解決されていくっていいんですか。どうなんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) というところに問題の範囲がきまっていますまいりましたから、そういういたしますと、それは、私は、特許法第三十五条、一項から四項までございいますけれども、これをこの訓令によつて具体化したものだ。問題があるとするれば、この第三十五条にあるかどうかということであつて、この訓令そのものには、私は問題がないというふうに考えます。

○須藤五郎君 訓令そのものに問題がないのじゃないのです。訓令によつて、いわゆる憲法第二十九条の財産権というものが侵されておるのですよ、この訓令によつて。だから、私は、この訓令自体が憲法違反の訓令だと思ふのです。まして、技術院長には、訓令を出す権限すら法的には認められていないのですよ。あなたのおっしゃるのはそれは拡大解釈にすぎないので、法的に認められていない権限を拡大解釈することによつて、こういう重大な、憲法第二十九条のこの重要な財産権まで侵していくというところは、これは許されないではないかと、こういうことを言っているのですが、そういう拡大解釈、一行政官の拡大解釈によつて、こういう憲法で保障された財産権が無視されていくって、それで差しつかえないのですか。どうなんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 法律には私ふえてございいますけれども、私の説ひ限り、特許法第三十五条においては、国が、職務発明については通常

実施権を有するというのが書いてあるわけでございます。その第二項には、職務発明である場合を除いてはかくかくの「条項は、無効とする。」と書いてございいます。そこで、職務発明である場合に、どういふ対価あるいはどのような利益の分配というものが将来あるべきかということが書いてあるのではありませんか。これは、三十五条のこの規定に基づいて、工業技術院の発明規程が、それを具体化したものである。したがって、もし憲法違反等々の問題があるとするれば、これは特許法第三十五条にあるのであつて、この訓令そのものには私ははないというふうに考えるのであります。

○須藤五郎君 特許法第三十五条がもしもそういう規定をしてゐるならば、ほくは特許法第三十五条に、当然憲法違反の疑いがあると言へると思うのですが、しかし、そういうことを除外して、この中に、こういう訓令を出すことによつて、具体的に現在やられておるということですね。そういうことがおかしい。もしもそうでなければ、それが、三十五条が当然のものなら、こういうものを

つくらなくてもいいのですよ。三十五条でやつていったらいいことじゃないですか。そうすれば三十五条が問題になつてくるわけですが、わざわざこういうものをつくつて、そしてこれをたてにやつておるから、この「工業技術院勤務発明規程」というのですか、こういう規程が問題になつてくると、こういうふうに私は思ふのです。どうなんです。これは要らないじゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そうは私は考えておりませんので、三十五条一項におきまして、国における職務発明の場合の特許権についての実施権は国が持つということがきめられてあるわけでありまして。そうして、その三項において、その場合において「相当の対価の支払を」発明者は「受ける権利を有する。」と書いてございいますから、その対価をどうすべきかということが、この工業技術院の規程にまず書いてございいます。それから発明の実施によつて使用者が受けるべき利益等々について

でどのような分配をするか。これは「使用者等が貢獻した程度を考慮して定めなければならぬ。」と三十五条の四項に書いてございいますから、この発明規程には、どこかに、どういふふうに分配するかということが書いてあるわけでございます。したがって、工業技術院の規程は、全部三十五条に定めるところを具体的にこの規程によつて定めた、こういうふうに解釈しております。したがつて、このようない規程を欠く場合には、発明者、従業者は何らの対価を受けることもできないし、また利益の配分にもあずかることができないはずでありますから、むしろ、この規程を置くことによつて、三十五条の三項、四項に定めるところに従業員のために充足したと、こういうふうに考えております。

○須藤五郎君 限られた時間で私は質問をしておりますので、あまりこぼさずにこたへていただきます。これは、大臣の委任によつていたしたと、大臣の委任によつたらできるのだと、こういう発言が先ほど長官からなされましたが、それは、大臣の委任がないということ、委任をされていなかったということも明らかになつたし、委任状もないというところがこの際明らかになつていふと思ふのですが、その点、はつきり答えてください。

○政府委員(荒玉義人君) 具体的な委任ということとはございしません。まあそういう意味で、私先ほど、委任と、具体的な委任というふうな表現になつたのは、これは事実でございせんので、さよう御承知願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 荒玉さんには非常に気の毒だけれどもね、あなた、またうそを言つた。口から出まかせというのですか、大臣の委任があつてやりましたと、こははつきり言つた。それじゃ委任状を持つていらつしやいと云つたら、委任状はない。それで、いま、委任によりましてやりましたということは、あなたはつきり取り消しましたね。間違ひでありましたね、あなたの言つたことは。——またばくにうそをあなたつたということになる

のですよ。いいですね。——いいと言ひから、そうしておきましょう。

そこで大臣、こういう条項によつて、こういうふうに、ただ一項の条項によつて、従業員の発明権から出たところの財産権を没収していくということが、これ私、どうも著作権法と比較してね、はなはだ不可解にとれるのですが、特許法に一人人格権、財産権というものがあつたのですか。どうなんですか。

○政府委員(荒玉義人君) 発明権の中に人格権があるかというお尋ねでございますが、著作権の場合には私は人格権的な要素が多分にあるというふうに聞いておりますが、発明権の場合には例の発明者を表示する権利というのがあると思いますが、それを人格権と言へば人格権だと思いますが、そのほかに人格権の要素は私はないのではないかと思ひます。

○須藤五郎君 そうすると、特許権には人格権はないんだと、こういうことになりまして、そうすると発明者の人格というのはいくつ形で守られていくのか。発明者の財産権というものはどういふ形で守られていくんですか。守られないんですか、どうなんですか、そこは。

○政府委員(荒玉義人君) 先ほど申しましたように、人格権的なものは自分が発明者である、たとえば権利を他人に譲渡いたしましても、発明者として自分は表示される。こういう権利はございまして、したがって、それは一種の人格権の要素かと思ひます。あとは発明権、いわゆる財産権でございます。財産権で、それは出願すれば国に對して一つの審査を請求する権利になる。あるいは特許権となれば、いったん財産権になるという一つの可能性を持つて、いわば財産権の要素がこれは発明権だと考えております。

○須藤五郎君 そうすると、特許庁なら特許庁に付託してある人が一つの発明をする、そうすると、特許権を取った瞬間に国に権利が帰属していくんですか。それとも発明者が国にその権利を譲渡しますというちゃんと一札を出して、発明者の

いわゆる権利が明らかにそこで守られた後、譲渡されて、国にその特許権が帰属していくんですか。そこはさういふことになるんですか。

○政府委員(荒玉義人君) 三十五條に職務発明という範圍がございまして、その中で、おそらく特許庁の場合ですと、この三十五條の第一項で、いろいろございまして、簡単に、国の場合、国は國家公務員がその性質上当該使用者等の業務範圍に属しない場合、その特許権について通常実施権を有しない。したがって、試験所の場合には、研究をいたしまして、そしてその発明成果が出るというのには業務範圍でございまして、特許庁というものは、特許庁の職員が発明いたしました場合には、これは、全く個人の発明そのままでございまして、われわれは工業技術院と違ひまして、規程ももちろんございまして、本来全く個人の発明そのままでございまして、おそらく適用される余地はございせん。一般の原則で全く個人の発明として取り扱ひます。

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○理事(大谷藤之助君) 速記を起して。
○須藤五郎君 これは私は固めてまいりたいが、特許庁の職員がやつた発明に対してはそれは国に帰属しないか。

○政府委員(荒玉義人君) 國に帰属する必要もございせんし、さういふ規程もございせんから、全く、個人の権利でございまして。
○須藤五郎君 工業技術院の職員の場合、それは譲渡の手続がとられなくても國に帰属する、さういふことですか。

○政府委員(荒玉義人君) それは全く異なりまして、工業技術院の場合は、あらかじめ定められた条項、いま訓令でございまして、訓令で職務発明の場合には、最初は個人の権利ではあるけれども國に譲渡するといふのを訓令で定めてあるわけにございまして、したがって、その訓令なかりせば、それは個人の権利でございまして。

○須藤五郎君 その場合にはやはり譲渡手続といふものがちゃんととられるのですか。

○政府委員(荒玉義人君) まあちょっと趣旨から申し上げたほうがいいかと思ひますが、要するに、この場合の職務発明といふのは全く普通の個人の発明の場合にあるいは本来ならば法人といひますか、この場合國でございまして、國のものなのかといふところからの問題を申し上げないとおそらくわからないかと思ひますが、これは場合によれば、本来も國のものだといふことを定めても決しておかしくない発明の範圍でございまして。といひますのは、國が研究目的のために施設を出し、職員を雇ひ、研究をさすわけですから、その結果発明ができた場合ですから、全く通常の個人の発明とは違ひ、本来國のものにするといふことを考へてもちつとも差しつかえない。したがって、新しい著作権法では御承知のようにこれは本来法人に帰属するのだといふ構成をとつてゐることも決しておかしくないわけにございまして。ところが特許法の場合には、さういふことをやると、單なる金だけでは発明できない、施設だけでは発明できないといふ面を考へまして、一応最初は個人のものでございまして、しかし、その範圍のものは、先ほど言ひましたように國の貢獻度といふものが相當のウェイトを占めておるから、あらかじめ定めて國のものにするといふことが許されてゐるというのが三十五條の第一項の趣旨でございまして、したがって、工業技術院の場合ですと、訓令の定めがございまして、一々譲渡手続といふこととでなくして、その訓令を根拠にして個人から國に権利が移る、さういふことになっておるわけにございまして。

○須藤五郎君 そうすると、その特許権が國に帰属するといふ最大の條件は、國が金を出して便宜をはかつてやらしてゐるさういふ成果だ、だから國に帰属するのは當然だ、さういふ解釈なんですか。

○政府委員(荒玉義人君) ちょっと誤解のないように申し上げておきたいと思ひますが、特許法はあくまでさういふ場合でも個人の権利だと、最初は個人の権利だといふふうに考へております。ただし、實質的に見れば、先ほど言ひましたように、新しい著作権に非常な考え方が似ておるに、本来個人に属するか、あるいは法人、この場合國でございまして、國に属するか、そのボーダーラインのケースでございまして。さういふ意味では全く普通のいわば自由発明とは異なるわけにございまして。したがって、特許法はあくまでも個人に原始的には所屬してあります。ただし、その発明については普通の発明と違ひのだから、あらかじめ定められた事項によりまして國の所有になるのですよといふことが許されておる。その発明だと、さういふことを申し上げておるわけにございまして。

○須藤五郎君 特許権はあくまでも個人に所屬するものだ、ここで人格権はちゃんと保障されてゐる。さうでしよう。それから財産権もとにかく保障されておるわけですね。それが、國が便宜を與へ、國が金を出したものだといふ理由で譲渡的な発明者——國が発明するといふことはないです、ね、そんな形のわからぬものが発明するといふことは、やはり発明といふのは個人です、さういふことには、やはり發明といふのは個人です、さういふことには、機械の中で働く個人がやるのでしやう。だから、その個人が國に帰属を認めますといふやうな、譲渡的なさういふ文書の取りかわしがなされて初めて國に帰属するの、それでなしに、もう無條件で、金を出したといふことで帰属してしまふのかどうかといふことです。

○政府委員(荒玉義人君) 個々の具体的な契約によるか、あるいは一方的にきまることが許されるか、さういふ御質問かと思ひますが、後者が許されるのがこの職務発明だと、さう考へておるわけにございまして。普通の発明の場合は全く個人の権利そのものでございまして。この職務発明の場合には、ただ金を出すのじゃなく、本来その職員を雇ひ、研究をする目的で雇ひます。したがって、一定の研究をさせ、一定の施設を與へる、もちろん研究費を與へるということでは、國と

いうか、法人の貢献度というものが相当のウェイトを持つてゐるわけでございます。したがいましめて、これは制度的に見ますと、本来法人のものと特許法は規定してもおかしくない。なぜかといふと、法人というのは御承知のように事実行為もできるわけですから、個人がやったものは即法人の行為にもなり得るわけでございます。したがいまして、制度的には本来、法人に帰属できるのだと規定してもいいのですが、特許法は先ほど言いましたように、やはり個人的な一つの努力を相当重く見ておるのが現行法でございますので、したがって最初は個人だと。しかし、普通のあれと違つて、あらかじめ一方的、と云つては語弊がありますが、一方的の定めによつてその権利を譲り受けても、この発明については別だ、できるのだといふのが先ほどから繰り返しますように三十五条の私は趣旨ではないかと考えております。

○須藤五郎君 先日公害問題で、外国の専門家がたぐさん日本に来られて、国際シンポジウムをやられましたね。その「国際シンポジウムを終えて」という発表の中で、大阪市大助教授の経済学の宮本憲一さんという人が新聞にいろいろな意見を發表していらつしやるわけですが、その中にこゝういふ点が指摘されてゐるのです。『西独のある研究者がもつとも不思議に思つたことは、中電で実験中の排煙脱硫の装置が、すべて國費によつてまかなわれて、企業に負担にならず、その上、この税金で開発された装置のペタントは三菱重工にあるといふことだ』といふ、こゝういふ意見を發表していらつしやいます、そのとおりですか、どうですか。

○政府委員(荒玉義人君) 工業技術院から答弁するよりでございます。

○説明員(塚本保雄君) 排煙脱硫につきましましては、國が大型プロジェクトとして三菱重工及び中部電力、そゝういふところに委託をいたしまして研究をする。したがつて本来は、國がみずから公害の技術開発をすべきものでございますが、一応、そゝういふ法人に研究委託をしております。した

がつて、中部電力の研究を國がまかなつてゐるのではなく、國の研究を中部電力がかわつてやつておるといふことでございまして。それから、それから生じますペタント、これは中部電力には属しません。これは全部國に属します。

○須藤五郎君 そゝうすると、中部電力には属してゐない、しかし、ここでは三菱重工に属してゐるというところが書かれてゐるわけですがね。

○説明員(塚本保雄君) 三菱重工にも属してありません。大型プロジェクトから発しますペタントはすべて國に属します。

○須藤五郎君 それでは、この宮本助教授の書いたものは間違ひだといふことがつきり言えますね。

○説明員(塚本保雄君) はい。

○須藤五郎君 わかりました。では、この問題はこれでおしまひしよう。

その次に、大臣が見える前に、私は具体的な審査問題について質問をいたしたいと思ふのですが、一番最初申し上げましたように、この特許法は實際骨格になつてゐる。最初、特許庁長官が考へていた最も重大な点、これが抜けてしまつておるのですが、それで、はたしてPCTはもう何年たつてこれが条約になるかといふと、四年の後です。ね、四年の後にPCT条約といふものが迫つてきておるのだが、このPCT条約とこゝういふ法律との間に何の抵触もないのですか、矛盾もないのですか、どうですか。

○政府委員(荒玉義人君) 矛盾はございません。といふことは、PCTといふのはあくまで審査をできるだけ協力して負担を軽減しようといふのが趣旨でございます。それだけの國の法律といふものは、これは各國の自由にできるわけでございます。したがつて、PCT加盟國がすべてが同じ特許法というわけではございませんので、PCTに加入するといふことと、現在の改正それ自身は、全く矛盾のない事柄でございます。

○須藤五郎君 そゝうすると、今日七十五万件残つてゐるの、これが先議されていくわけですね。

それで今度新法が、成立するかどうかわかりませんが、新法ができたあと出願されたものは、旧法によつて出願されたものが済まなければ審査にかからない、こゝういふことなんでしょうか、どうなんですか。

○政府委員(荒玉義人君) 古いものを片づけてから新しく請求された出願を審査するのがたてまえてございまして。

○須藤五郎君 そゝうすると、古い旧法によつて、いわゆる現行法ですが、現行法によつて出願された七十五万件といふものが片づくのは一体何年先になるのですか。

○政府委員(荒玉義人君) 總体的に言いますと、四十九年には全部新しいものになる。これはあくまでも平均でございます。といふことは、個々部門的に必ずしも同じではございませんが、そゝういふものを抜きにいたしまして、總体的に申し上げれば先ほど申し上げたとおりでございます。

○須藤五郎君 四十九年までにそれを片づけたらめには、いろいろな手段をとらないとなかなかその簡単に片づかないだらうと思ふのですが、この間からの質問によりますと、審査官を増員するが、ずつと表も出ました。しかし、あれは審査官が一人もやめていかないといふ前提に立つての表だと思ふんですがね。審査官は絶対やめていきませんか。どうなんですか。

○政府委員(荒玉義人君) 試算の中で申し上げました数字は純増ベースでございますから、やめていくのも当然計算に入れて、実質的にこれだけの増員をわれわれは目標でやつておると、こゝういふ数字でございます。

○須藤五郎君 そゝうじゃないですよ。この間の表だと、去年これだけであつたと、それでこゝし七十七名入りましたと、だから去年の數に七十名加えたのがこゝしの數ですと、こゝういふ算定ですよ、それ見ますと、七十人ずつふえてゐるんですよ。やめていく人は一人もその中に計算に入つてない

んですよ。それで私はちよつと疑問を持つたんですよ。

○政府委員(荒玉義人君) その点は昨年と基本的には同じでございます。実質での増員ベースでございます。したがつて、もし、かりに四十五年度、こゝでは一応プラス七十を見ておられますから、したがつて、四十五年度中に二十名、ほぼ例年のペースで大体二十名。そゝうすると、採用では九十名の採用といふことになりまして、あくまで実質にこれだけふえるといふ数字でございます。昨年度と、ほぼ、その点は変わらないわけでございます。

○須藤五郎君 優先審査といふのがありますね。発明の模倣、盗用が起つてくる。この模倣、盗用の立証責任は、模倣された人が實際に立証しなきゃならないんですよ。だれが立証するんですか。

○政府委員(荒玉義人君) 出願人が立証するのが普通だらうと思ひます。といふことは、出願人が、たとへば自分の発明に抵触するやうな商品が市場に出回つてゐるということから一つの手がかりを得るわけでございます。そゝうすると、そゝういふ商品がはたして自分の権利に抵触するかどうかといふことを自分で考へていく。そゝうすると、だれだれがこんなものをつくつておるといふことは、普通の場合ですと、出願人が立証する責任があるといふふうに考へております。

○須藤五郎君 その資力によつて、出願人の力によつて、その立証がはた困難になる場合も私は起つてくると思ふんですよ。そして、その立証がやられたとしますか、そゝうすると裁判になるわけでしょう。そゝうですね。それが裁判で争われるといふことになるんだらうと思ふんですが、その裁判がかりに長引くとするならば、その裁判に訴えた、いわゆる盗用されたといふ申し出をした人たちの負担といふものは、私は相当大きなものになると思ふんですが、これが、うんと金を持つた大企業などとはちよつと、盗用された人が弱い場合、盗用したほうが大きな場合に、そこ

いろいろな矛盾やいろいろな問題が起つてくると思ふんですが、それはどういふふうな形で解決していくんですか。

○政府委員(荒玉義人君) これは一般的でございしますが、これは何も特許法に限らず、権利を主張する側が立証して、そうしてその結果、あるいは訴訟なり、あるいは相手方を説得して問題を解決すると、こゝろの普通でございします。ただ、いまおっしゃいましたようなのは、新しい法律のみならず、一般的にそういう問題が考えられるわけでございます。といいますのは、訴訟をいたしたとしても、実際強い者が勝つのではないかと御懸念、これはまあ一般的には私はあるかと思ひます。できるだけ私たちは二つの面からそういう一面を改善していきたい。

一つは、ちよつと先ほど申しましたが、公開から出願公告までにいろいろの争いになりましても、実際、補償金請求権は、出願公告から初めて行使できるわけでございます。そういう意味では、その権利が特許になるかならないかということ、早く決着をつけたい。これがいわば優先審査でございます。それが第一。

それから第二は、まあ訴訟までいかなくて、やはり事実上の解決の方法がないか。それで、具体的には、もうすでに発足しておりますが、発明協会の中で、いわばそういう争いがあつた場合に、当事者の合意でもって問題を解決しようということならば、最も日本で権威のある人を常時登録しておきまして、必要に応じて、そういう方々が一つの調停案といふか、あつせん案を出してやる。それによつて問題を解決するということによりまして、現在でもそういうことがあつたわけでございますが、さらに一そうそういう事実的な簡易な紛争解決の道を講じてまいつておるわけでございます。

○須藤五郎君 そういう争いが起つた場合には、その争いを処理するために優先審査というものがあつると、こゝろにお答えですね。その優先審査をするかしないかという、この作業は一体どんな

たがなさるんでしょうか。

○政府委員(荒玉義人君) 法律面では特許庁長官でございしますが、実際上は、まあいまいわかれ考えておりますのは、大体、出願人からの事情聴取だけでございします。出願人は、こゝろの品物だけがたつておつておるということを、われわれのほうに出してまいります。そしてわれわれのほうでいま一応考えていますのは、審査部長、審査長、場合によれば、必要なら、学識経験者としての担当審査官の意見を聞きまして、そうしてやはりそういう事実がある、それで、それを早く解決する必要があるというふうに判断すれば、優先審査をやつていくというふうに考えています。

○須藤五郎君 この特許庁長官の優先審査の決定に対しては、不服を申し述べることはできるんですかどうですか。

○政府委員(荒玉義人君) そういうた不服申し立て権を認める制度にすることも、いろいろ比較検討してみたいわけですが、いまの考え方は、特許庁の裁量行為で、特許庁どまりというふうに考えております。といふのは、やはり優先審査するかどうかといふものは、あくまで緊急を要するわけでございます。それからまた不服といふと、実際は優先審査の制度的な要求に合いかどうかといふことが疑問でございします。いまの制度としては、そういう不服の道は開いてない制度にしております。

○須藤五郎君 そうすると、もうこれは一方的に特許庁長官が決定すれば、いやおなじにその裁定に服従しなかならぬ、結果的にはそうなると思ふんですが、どうなんですか。

○政府委員(荒玉義人君) さうでございます。○須藤五郎君 そうなりまして、こゝろになりますね、優先審査をするかしないかを特許庁長官が解釈するということになりますと、審査不作為が行政不服審査法の対象にならない、こゝろのふりになるわけですが、そうなりまして、優先審査を却下された者が事実上不利を受けるから、私はそこにはさういふことが起り得るから、そこに私

は問題が起つてくると思ふんですが、この法文を設けた理由といたしまして、特許庁は、早期公開によつて紛争が生じること、審査期間が長引けば長引くほど出願人の受ける不利益は増大すること、したがつて紛争の生じたものについて優先審査をする、こゝろのふりに言つていらつしやるんですが、これを見ますと、確かに紛争の生じた事件については、請求があれば却下することなく、すべて優先審査をするように、こゝろのふりに見えます。おっしゃるやうにね。ところが、早期公開に基づく模倣盗用は合法、模倣盗用の立証責任は模倣盗用された側にある。力の弱い出願人、たとえば個人発明家とか中小企業は、調査能力があまりないことは、これはもう私は明らかでございします。こゝろの調査もできない、できないどころか、その調査もできないので、いわゆる優先審査の条件となる証拠も大企業に比べると十分だ、こゝろなつてしまふ。つまり、優先審査を受ける資格があつても、調査能力がないので、優先審査の対象からはなされる。こゝろの出で、こゝろのこゝろなる場合があると思ふんですが、補償金請求という権利に對しまして、模倣盗用されることが義務としてあるならば、優先審査を受けることも一つの私は権利だと思ふんですが、事実上不利を受けるのに、不服の申し立てを許さないことは、私は非常に疑問になつてくると思ふんですが、こゝろの弱い人たわね、いろいろな事情で優先審査を受けることができない。こゝろの人たちの権利といふものは、一体どういふふうに守つていかれるお考えでございしますか。

○政府委員(荒玉義人君) 要するに、この場合は従来になつた品物をつくらせておる人たはばかしでございます。したがつて、大体販路といふまじでもさう見ず知らずのものにやるといふことはほとんどない。やはり同業者が知らないでやる場合、あるいは知つてやる場合があるかと思ひますが、やはり同業者が実施する場合がきつめて多い。さうなると、中小企業といふこともお互いの同業者がど

うしておるかというところは常時関心事でございします。したがつて、まあもちろん大小の差は私はないといひませんが、中小企業者の方々でも、自分の権利を守つていふことならば相当調査もでき、また現に商売して、だれの商品がどんなものかといふことを絶えず張つておるわけでありまして、こゝろのふり張つたやうに、小さいものは全部さういふ道を閉ざされるというふうには私は考えてはおりません。

○須藤五郎君 長官はさういふ矛盾はないと、小さいものがいろいろの損をするやうな事態はないと、こゝろのふり張つたやうに、私は実際の面において、この法の運用の上においてさういふ矛盾が起つてきて、そして力の弱い中小関係の発明家は、早期公開並びにこゝろの紛争において大きな被害を受ける立場に立つと、こゝろのふりに思ふんです。

それじゃもう一つことをかえて言ひますならば、まあまともなやつたら大企業の発明も優先審査をしてもええなということがありますね。まともなやつたら。長年かかつちやいますよ。いま現在あるやつは四年もかかるというんでしょ。そこで、故意に小企業の人と話し合ひをして、さうして大企業の発明に対して力の弱い人に模倣させるわけですよ。これは逆の場合もあつていいわけですよ。模倣させる。さうしてこの優先審査の口実をつくる。さうすれば優先審査をしなればならぬといふことになつちやいますね。さうして大企業の発明したものがほかの人よりも早く特許権がつくられるといふことが起るわけですね。私はこれは非常におかしいことだと思ふんですが、優先審査の運用です。これは、逆用といひますか悪用といひますか、しかしこゝろのふりとは必ず起つてくると思ふんです。それは資力のある人間だつたらやりますよ。それはどうするんですか。

○政府委員(荒玉義人君) なれ合ひをどうして防止するかというやうな御疑問だと思ひます。まあわれわれももちろん普通の人間がやることでございます。

ますから、そういったなれ合いが絶対ないとは考
えておりません。ただ、いま考えておりますのは、
いま先生のおっしゃったのは、いわゆる代理とい
いますか身がわりを使った場合だと思ひますが、
そういう事実が後日判明した場合には、その人の
将来の主張につきましては、まあ何らかの形で不
利益を受けるようなことが考えられるかどうかと
いうことによりまして、将来をどうするかとい
ふ防止していきたいというふうなたのめわれわ
れの考え方でございます。

○須藤五郎君 もうそういうなれ合い審査とい
いますか、そういうものを前提にしてやっぱり考
えていらつしやるようですがね。やっぱりそうい
点から言ひましたならば、優先審査という問題
を、一つその点から見まして、私は優先審査と
いうようなものを設けたこと自体にも大きな問題
があるように思ふんですよ。こういうことは、や
はりどの面から見しても何じやないですか、や
はり力の強いものを守る一つの手段であつて、力
の弱い人はこれによって守られるという立場にな
いといふことが大体私は言へるように思ふんす
が、なお実際の審査官の立場に立つて申しますな
らば、出願順に審査をする、それから請求順に審
査をする。もう一つは今度は優先順に審査をす
る、こういうふうな審査を使い分けなければなら
ぬ、こういう事態が起こつてくると思ふんです
が、出願当時の技術レベルの把握に、そうなる
私は混乱をきたすことになる、したがつて審
査不可能というふうな状態も起こつてくるように
私は案ぜられるわけなんです、その点、長官ど
ういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(荒玉義人君) まあ審査のやり方
の場合に、先願順序でやる場合と、あるいは請求
順序でやる場合と、この二つあると思ひます。そ
していずれがやりやすいかといへば、これは当然
先願順序でやる方がやりやすいわけございま
す。請求順序でやる場合には、必ずしも先願の順
序で請求するとは限りません。したがつて一般論
からいへば、先ほど言ひましたように、先願順
でやる方がベターでございいます。ただ請求制度

というのは別の意味からとつたわけございま
して、優先審査というのはいさし請求制度のうち
でございます。三つあるんじゃないございませ
ん。それは請求制度そのものの一つの単なる実
施例、応用だけでございますから、優先審査が
入つたから別なものができるといふふうにわれ
れは考へておりません。

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。

【速記中止】

○理事(大谷藤之助君) 速記を起して。

○須藤五郎君 きよう手元に、ことしの五月一
日に発表された「工業技術院勤務規程の一部を
改正する規程を、次のように制定する」という文
書を先ほど私はもらひました。先ほどの休憩時
間に私ずつと一読いたしました。これ、ずつと質
問すると相当時間がかかるんだが、委員長、時間
を認めてくれますか。

○理事(大谷藤之助君) もう時間は、委員長、は
からい過ぎるほど要求以上時間を与えておられ
ますから、その辺はひとつ……。

○須藤五郎君 それじゃ、数点にしまし、数
点に。

○理事(大谷藤之助君) 詰めていたで、あと
時間は十分しかございせんから。

○須藤五郎君 ここにもらつたのに、「工業技術
院勤務規程(昭和二十七年一月二十九日付工業
技術院訓令第第一三四号)の一部を次のように改
正する」と、こうなつてゐるんですが、これまでの
文書を見ると、工業技術院というものは出てな
いんですね。工業技術院訓令第第一三四号となつ
てゐるんです。

○説明員(塚本保雄君) 勤務規程がございま
した当座は工業技術院でありましたので、こうい
う書き方になつてゐるわけでありまして。

○須藤五郎君 おかしいな。おかしいですよ、こ
れ。工業技術院ですよ。これが発表された
とき、すでに。

○説明員(塚本保雄君) その後、この勤務規程
程ができました以後、組織の改正がありまして工

業技術院になりましたので、現在の文書にはみな
工業技術院としております。

○須藤五郎君 それじゃ、なんですね、昨年四十
三年に印刷されたこの本も、工業技術院となつ
てゐるのは間違ひだということですね。

○説明員(塚本保雄君) その本については、私の
ほうで発行した本でございまして、存じませ
ん。

○政府委員(荒玉義人君) 私たち発行した本で
ございまして……。

ですが、先ほど言ひましたように、訓令の一三
四号といふのは、工業技術院訓令でございま
して、院訓令といふものは間違ひでございま
す。

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。

【速記中止】

○理事(大谷藤之助君) 速記を起して。

○須藤五郎君 大臣、この特許権に財産権がある
か人格権があるかといふことで、ひとつ大臣と少
し話をいたしたいと思ひます。

財産権と人格権と両方とも特許法にはあるので
すか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御質問の意味が不敏に
して十分わかりませんが、おおよそ財産権とい
う場合には、だれかに帰属する権利であるはずで
ありますから、財産権を考へるときには、当然それ
は帰属する人格がなければならぬであらうと考
へます。

○須藤五郎君 いまの大臣のお答えではどうも
はつきりしませんね。財産権があるのか、人格権
があるのか、あるならある、ないならないとお答
え願へばまた次に質問ができるわけですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) 特許法によつて財産権
といふものは認められておると、むしろ特許の保
護を受けて財産権が発生すると考へますので、し
たがつて、その財産権といふものは、だれかに帰
属しなければ権利でないはずでありますから、そ
の帰属する主体である人格といふものを考へず
に財産権を考へることは、おそろくできないのでは
ないか、こう思ふわけでございます。

○須藤五郎君 宮澤さん、あまりはつきり御理解
になつていないように思つておるのですがね。財
産権があるとするならば、憲法二十九条に保障さ
れてゐる財産権などですが、ところが、それが工
業技術院で、院の発明などは国にそれが所屬して
しまつと、こういうことになつてゐるわけでは
ない。そうするならば、それに対して、いわゆる財
産権の帰属をきめるような文書の取りかわしと
か、譲渡的なものが、そういうものがないと国が
発明したわけじゃない、やはり国の機関で働く個
人が発明したものですから、やっぱり憲法二十九
条の財産権といふものは私はやはりその個人にあ
ると思ふのです。だからその場合、国に帰属す
るならば国に帰属するといふ、譲渡した、そうい
う証拠がなければ私は悪いが悪いのじやないか
と思ふのですが、いまのところ何にも譲渡条件も
何もなしに、国が全部ふんどつてしまつてしま
うことになつてゐるから、私はおかしいと思ふの
ですよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) この特許法第三十五
条によりますと、特許権と実施権とが書き分けてあ
るわけでございますが、そして、実施権は御承
知のように人格を持つてゐる。その特許権に
ついては、これは文理解釈していきますと、発明
をした者に属するといふ三十五条の解釈は、どう
もそのように思ふんですが、これはちよつとお待
ちください。特許庁長官が専門でございまして
から、譲ります、この説明は。

○政府委員(荒玉義人君) 問題は、先ほどから申
しますように、要するにもとの権利は、職務発明
でも個人である公務員であることは、これは前提
でございまして。問題は、それが職務発明の場合に
は、あらかじめきめて、国のものとしてございま
すといふことがございまして、国のものが三十五
条一項でございまして。問題は、そのとき一方
的にきめた規定でできるかどうか。むしろ対等
の契約でできぬといふか。おそろく争点はそこ
だと思ひます。工業技術院の訓令は、あくまでこ
れは一方的といへば一方的でございまして。し
たがつ

て、そういう一方的の定めで職務発明の権利を
個々の公務員から奪うというものは一体けしから
ぬじゃないか。それに対して私が申し上げました
のは、これは全く職務発明の場合というのは、普
通の個人の発明と全く性質を異にしています。最
後の自然人としての貢献度はもちろんございま
す。したがって、それは原始的には個人でござい
ますが、要するに研究所は研究のために人を雇
い、研究させる施設を与え、資金を与える等々、
いわば国といえます。法人の貢献度が多大な発
明でございします。したがって、その場合には契約
以外の定めでもってあらかじめ国が承認するとい
うことを定めまして、三十五条の趣旨から見
て、決してそれが違法だというふうには考えられ
ません。こう先ほどから申し上げておるわけでご
ざいます。

○須藤五郎君 三十五条が私はそもそやはり違
法だと、こう思うのです。三十五条自体が憲法
二十九条で定められた人の財産権、それから人格
権、財産権も人格権も踏みにじっているのがその
三十五条です。その違法の三十五条をあなたたち
はたてにとつて、ここにこうあるから間違いない
のだと。三十五条がいまこで審議されていまい
ないのだけれども、もしも私のおとこに三十五条
がこへ提案されたら、ぼくは三十五条のために
戦います。そういう性質のものなんです。だか
らせつかく憲法二十九条で財産権は個人に所屬す
るといふふうにはつきりした規定があるのに、あ
なたたちはその憲法の精神に違反した三十五条を
たてにとり、またとんでもない工業技術院長訓
令というものを引っぱり出して、そして働く人た
ちの権利を、財産権も人格権も収奪して踏みに
じつてしまふ、こういうことは私は違法である、
けしからぬことだというのを私は今日まで一
朝から一時間半にわたって論議をしてきたので
す。

そこで大臣、もう一つ私はあなたに質問しま
す、この間いわゆる情報法案のときに、私は、

あのプログラム等に特許権があるのか、著作権が
あるのかという質問をいたしました、あの結論
はまだ出てきていないのです。どうなんです
か。

○国務大臣(宮澤喜一君) その節、御質問がござ
いましてお答え申し上げましたように、プログラ
ムというのは、確かに無体財産であつて、しかも
相当の、ものによつては財産価値を有するものと
思われますが、専門家の話するところによりまし
と、これは特許権というものにもならず、また
従来の著作権法で考える著作権というものにもそ
のまま当てはまらない。しかし、何かのこれは無
体財産権であることに間違いない。したがって、
法の保護を要するところまでは専門家の
意見が一致しております。しかし、その法の保護
はいずれの法律からもそのまゝびつたり当たらな
い、いわば新しい財産権でございします。私ど
も先般御審議願ひました情報処理の法律の関係で
今後プログラムの売買について協会が仲介をする
ということにもなります。いよいよプログラム
にいわば市場価格がついてくる可能性がございま
す。その場合に、これをどうして保護するかとい
うことについて、いわば新しい法的な裏づけをし
なければならぬ、こういうふうな考えをしまして、
ただいま私どもの役所で検討を始めたところでご
ざいます。

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○理事(大谷藤之助君) 速記を起こして。
○須藤五郎君 そうですと、この問題については
今後研究をして、新しい立法をする方向で検討を
なさる、こういうことですね。
○国務大臣(宮澤喜一君) 現行の法律に当てはま
らないということでございますと、新たな立法を
要すると思ひます。
○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○理事(大谷藤之助君) 速記を起こして。

暫時休憩いたします。
午後三時十六分休憩

午後五時二十八分開会

〔理事大谷藤之助君委員長席に着く〕

○理事(大谷藤之助君) ただいまから商工委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き、特許法等の一部を改正する
法律案を議題とし、質疑を行います。

○小柳勇君 きのうに引き続きまして特許法改正
につきまして質問いたします。きょうは少しこま
かい問題を初めに質問いたしまして、あと時間を
見ながら今後の方向なり、通産省の考えなり、特
許庁長官の考えなりをただしていきたいと思います。

まず第一は、本年の七月十日に特許庁から出さ
れました制度の基本問題に関する審議会の審議経
過、こういうものが出ておりますが、この審議経
過に従つて今回の国会に改正案が出されたものと
思ひますが、その審議経過の内容をよく読まして
いただきますが、法改正の部分でこれと著しく
違ふもの、そういうものがありますかどうか。今
度の法改正の提案理由などを読んでみますと、ほ
んど審議経過によつていふと思ひますが、著し
く違ふ、あるいは全然逆なものがありましたら長
官から説明をお願いします。

○政府委員(荒玉義人君) 小柳先生おっしゃいま
す制度の基本問題に関する審議会の審議経過、こ
れは中身は答申と全く同じでございます。で、答
申としましては今回の法案とは違ふかという
問題でございます。

第一点は、優先審査の導入でございます。審議
会におきましては、優先審査の議論がございまし
たのですが、結局運用でやるべきで、法律制度と
しては考えないという点は、まず今回の場合は、
御承知のように法律に規定しておりますから、私
は実質的には差はないと思ひますが、そういうた

形式面の差がございします。それが第一。

それから第二は、これも前回の法案と今回の法
案の修正部分でございしますが、補正の制限につ
きまして内容的な制限がございします。今回はもち
ろん時期的な制限は残してありますが、内容的な制
限はないことになりましたので、その点がまず
異なるかと思ひます。したがって、前回の法
案と今回の修正点がこの答申と異なるかと御理
解願ひたいと思ひます。

○小柳勇君 優先審査の問題及び補正制限の問題
は、この七月の特許庁から出ておりますものによ
りますと、今度の法改正の方向に意見がまとま
っておりますが、これお読みになりましたか。

○政府委員(荒玉義人君) 先ほど申し上げまし
たように、答申の趣旨が骨子でございします。
○小柳勇君 突然ですから、質問通告をしていま
せんから、長官も読んでおられぬ面があるかと思
ひますが、かまいません、大綱をちつと質問し
ていきます。これの内容につきましては、法
案の中に盛り込んでありますから、大体これで長官
の腹もできておると思ひながら質問していきます。

そこで、読んでまいりますと、この一番最後に
そのときの資料として提出されました資料がござ
います。この資料を、参考までに私はきのうも
らつた試算表と比べてみた。ところが各年度別に
比べてみまして、出願件数の推定から、処理能力か
ら、それから滞貨の件数が数値的にあまりにも違
うものだから、重要な審議会の審議の資料として
出された特許庁のこの資料なるものと、衆議院の
皆さんが苦勞しながらこの修正案を考えられたと
きの推定の試算表と、出願件数から、処理能力か
ら、極端にいいますと定員まで違ふのです。こ
ういうもので、こつちが出されたのが七月十日で
すから、まだ一年たないうちにこれだけの違い
が出ておつて、われわれが滞貨処分、滞貨を減少
するといふ大きな目標を掲げて論議をしてい
るわけですが、だから武蔵委員から御答弁願ひま

が、特許庁としては、どうしてそんな違う資料を出して検討をしなければならなかったか、まずその点から、もし長官がこれで比べてないなら関係者からひとつ、これはいわけ事務的な問題ですから、御説明願いたいと思います。

○政府委員(荒玉義人君) まず事実関係でございますが、審議会のとき一番大きく食い違つておりますのは人員の考え方でございます。これは定員ベースでやっております。したがって、これは年度と月によりまして、大体百三、四十名の誤差がございます。したがって一番大きな差といひますのは定員で、七月の十日付の資料につきましては、これは先般衆議院なり参議院でも問題になりましたので、結局実務ベースに返してまいりました。その関係はもちろんです、そのほかに、出願の見方等あるいは処理の件数、それは最近新しいものに直したという点がございますが、一番大きな点は人員の点でございます。

○衆議院議員(武藤嘉文君) お答えいたします。

いまの、昨年の七月十日と今年の出されたのは非常に違うのじゃないかという、こういうお話でございます。私はいへん勉強でございます。申しわけございませんけれども、私もいろいろいたしまして、今度の問題を取り上げましたときに特許庁に承りましたときには、きのうお話し申し上げましたとおり、特許庁の実務あるいはその行政の内容までは正直知らないものでございますから、向こうから出しておられる数字というものは私は正しいものである、こういう判断に立ってやりましたものでありますから、その数字がほんとうに先生御指摘のとおりたいへん間違つておられるのだと、こういう点については、私も全くそういう想定が、いま初めお聞きするので、私としてはこれが正しいものといふ現在も思つておるわけでございます。そういうことで、私もはこの数字に基づいてやつた場合には、きのうお話し申し上げましたとおり二年二ヵ月と二年四ヵ月の違いであるということならばたいした違いがな

いという判断、それといふ一つは、これはこういう滞貨処理という問題だけでなくて、これもきのう申し上げたかと思ひますけれども、過去の分はともかくとして、今後の分については早期公開をしてあげることが技術をより多くの国民に知らせるという目的に合ひます。それから過去の分については、やはりいろいろそういう秘密保持ということとを考へておる、その出願をされた方の権利はできるだけ守つていきたい、こういうことを考へてやつたわけでございます。

○小柳勇君 わかりました。

法改正の一番のねらいが滞貨の処理で、昨年の法案の審議以來われわれも苦悩してきておるわけですが、どうしたらこの滞貨処理ができるか、日本の工業の発展に貢献できるかというのを苦慮してきておるものですから、たくさん資料見てみました。特許庁の出しました資料ですね。出願の推定数なり処理能力なり滞貨なり、これはもうたくさん比べてみまして、同じのがない、みな違ひうけだ。極端に言ひますと、処理能力のある定員ぐらひはみな同じかと思ひますと、その定員まで違ひますから、審議会に対して資料を出なさればならぬ、だから事務局を責めるのはございませぬ、委員としてはこれが最高のものとしてこれを信じ、検討しますから、だから事務局を責めるわけにまいらぬが、もし意図的にこういうものがつくられておるとすれば許せぬですね。われわれは貴重な時間をかけて審議するのであるから、意図的にそういう間違つた資料が出されるのなら、これは許せませぬ。きょうのところはそう私もこれが意図があるという確証ありませんから、そう言ひませぬ。ただ、あまりにも出願件数の見込みなども違ひますし、処理能力も違ひますから、そういう違つたもので審議会の結論をさらに衆議院で修正してまいつておるものですから問題にしているわけですね。

そこで次の問題は、衆議院の修正は、旧法による出願はもう手をつけないで新法による出願からやつていきましようということですが、ところが一

年半で公開いたしますから、旧法による滞貨の中に類似のものがある。ないとは言ひ切れぬ。あつたと思ふ。その場合に優先審査するかしないかという問題が起つてまいります。この旧法の、完全には独立したものでございまして、新法とは切り離しておきますと、初めそういうつもりでわれわれはかかつてきたわけですね。ところが新法ができてから一月一日からこれが生きてまいりますと、いや、これは独立でございますと言ひ切れないうえ、出願を出す人は同じですからね。そういうものについては衆議院ではどういふ御議論がありましたか。

○衆議院議員(武藤嘉文君) お答えさせていただきます。

ただいまの点は、いわゆる現在の出願の分を旧法を適用した場合に未処理案件としてまだ相当先まで残るんではないか、来年の一月以降出てきた出願の中でも、そうすると、最初の方でまいりますと四十七年の一月以降に早期公開されると、その中から優先審査を言つてきた場合にどうするかという、優先審査というか、紛争が起きて特許庁として優先審査をしなければならぬ、こういう場合にどうするかというお話だと思ひます。私もそのことも心配いたしました。実は実務的な問題でもございまして、特許庁はそういう場合どうするかという、こういう特許庁の考え方承りました。そういういたしましたら、優先審査をこれはやらなければいけぬと判断をした場合に、その案件について、やはり一応その旧法の、現在未処理案件になつてゐる分、それを今度新法に移行する上においては、当然そういう未処理案件のものを、結局いふ何と申しますか、私も専門的にわかりませんが、これは農業関係のものであるとか、工業関係のものであるとか、そういうふうに審査官のところへいくはずでございますけれども、そういう場合に、その審査官の立場において、こういう優先審査をしなければならぬ件数があるけれども、これはその中に入つてゐるかどうか、こういうことは一応チェックするんだ、こういうお

話でございましたので、それならばそこに先願というものの権利というものは確保できるのではないかと、こういうふうに私も私どもは判断したわけでございます。

○小柳勇君 長官、ただいまの問題、一応のチェックはできましたか。

○政府委員(荒玉義人君) 問題は二つ。理論的に可能かという場合と、実際のどの程度可能かという二つあると思ひます。

まず理論的な問題でございますが、旧法の出願と新法の出願と価値は同じでございます。つまり新法で審査請求をしたものは旧法の出願と同じ効力でございます。したがって、その意味では原則は古いものを片づけて新しい請求のあつたものに着手する、これが原則でございます。ただし優先審査という問題は、新しく公開制度を導入した結果あらわれた問題でございます。したがって、その際やはり審査をしていく場合に、前の古いものと新しい請求とを全部引くくるめて審査をして、はじめて新しい特許性があるかどうかを判断できるわけでございます。それは理論的には私にはできると言つてゐるわけでございます。

それから実際上少しロードがかかるんじゃないかという問題でございますが、まあ普通全く先願順序でやる場合よりはこれはいささかロードはかかる。ただしできないことはないという問題だと思ひます。したがって理論的にも可能だし、実際上は通常の場合よりはいささかロードがかかって、でも、できない問題ではないというふうに考へております。

○小柳勇君 優先審査をする場合は、前に出てゐまして、それがあと出まして公開したやつが実施されて、長官がこれを判断して優先審査をやるかやらないかをきめるようになってゐます。その基準など、審査官が今後仕事を上る上の運用の基準などというものは、もうきめておられるのですか。

○政府委員(荒玉義人君) どういう場合に優先審査をやるかという基準でございますが、もちろんこれは一応抵触する疑いのある商品をつくつてお

るといふこと、それから必要かどうかというこ

とでございすが、そういう必要の場合には、たと

えば警告を受けて自分はその発明には特許性がな

いと思ふとがなばつておる場合は当然必要でござ

います。ただし、まあ一般的には必要でございま

すが、むしろ必要でない場合のほうのものと考え

方をきめておいたほうが實際的だろうと思ひま

す。たとえば話し合いがついていふという場合に

は、これは何もあえて優先審査をする必要はない。

それからたとえばこれは非常に問題になつたわ

けですが、非常に大きなクレーム——請求範囲で

やつてゐる、實際はそんな発明をしていないとい

ふような場合には、これはもちろん形式的に請求

範囲から見れば必要なわけですが、実質的に全

体を判断すれば、そういうクレームという

ものは無意味のクレームだといふ場合には、明ら

かに抵触するといふ問題は起こらぬわけではな

いから、むしろ必要でないといふ場合は先ほど申

し上げたぐらゐが代表的な場合だと思ひます。も

ちろんそのほかいろいろなケース・バイ・ケースで

きめなければいけません。これは先ほど申し上げ

ておりました。現在のところではその優先審査の

場合に二つのやり方があると思ひます。一つ

は、出願人からのいわゆる申し立て権的なことに

いたしまして、もちろん有料な手続にいたしました

て、あとで特許庁がやらなかつた場合には不

服を申し立てる道を開くといふ行き方もございま

す。もう一つは、あくまでもこれは権利を侵害す

るわけではなくて、他に優先して出願人につ

利益を与えるわけにございすので、むしろ行政

庁内部の裁量権の対象を考へる、内部のいわば仕

事の手順だけだ、したがつて、それはあくまで行

政庁の中の裁量の行為だといふ二つの打ち立て方

があると思ひます。いろいろ考へましたのです

が、結局優先審査といふのは、早く優先審査をす

るかどうにかきめ、早く着手するといふことが制

度の趣旨と考へまして、前者の申し立て権という制

度ではなくして、後者の行政庁の中の仕事の手順

をきめる裁量行為だといふふうな制度を立ててお

るわけにございす。したがつてそれに對して

不服があるからとしての訴願等の道は考へてお

りません。

○小柳勇君 いまの最後の一言が聞き取れなかつ

たのですが、訴願などは考へていないといふこと

でございす。

○政府委員(荒玉義人君) 不服申し立ての道は設

けておりません。

○小柳勇君 實際現場で扱うわけですね。問題を

長官のところに一々伺いくるわけではなくして、

現場で扱うのですけれども、そのあと優先審査

を申し出てくる。それは実施していかなければな

らぬ、ほかに実施したものがあつたといふことを

それを長官が見て、これはなるほど優先をしなけ

ればならぬと判断するわけですね。これは判断して

すぐ優先審査すれば不服申し立てはないのです。

優先審査する必要があると判断すれば、申し立て

た人は不服を言つてきません、何回も言つてくる

でしよ。その場合にどこでその訴を納得させ

ていくんですか。

○政府委員(荒玉義人君) 實際、まず入り口はど

ういふことと関連あるかといふと、もちろん

私自身全部やるわけではございせんし、大体各

部の審査部長、あるいは審査長、あるいは場合に

よれば、必要な場合には学識経験者としての担当

審査官の大体三者ぐらいの合議でございす。いた

と思ひます。したがつて、おそろく出願人

の中では、断られたらどういふ理由かと言つ

てくる人もあつたと思ひますが、大体三者のうちだ

れが代表してその趣旨を出願人に納得していた

だといふことになつたと思ひます。

○竹田現照君 優先審査は長官の判断に圧倒的に

まかされることになつておりますけれども、先ほ

どの質問、それから午前中の須藤委員等の質問も

ありましたけれども、私はやっぱりいろいろと疑

念があるから、この点について政省令、あるいは

少なくとも大臣告示等で、もの考へ方というも

のを明確にしておく必要が、私は、将来に誤解を

招かないために必要である、そういうふうにお

思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(荒玉義人君) 竹田先生のおつしやる

とおりでございまして、もちろん省令内容はこれ

は当然でございすが、その他どういふふうな場

合にやるんだといふ点は、少し實際的ないろいろ

ケースに當てはめてできるだけ詳細な告示の形で

運用してまいりたいと思ひます。もちろん、こ

ういふ場合には特許庁だけでございせんので、実

はこの制度自身をつくつた場合にも外部の人と協

力してものを進めてまいつておりますが、そうい

う方々ともよく相談いたしまして、もちろん内部

の事務の状態も勘案いたしまして、できるだけ詳

細な事項につきまして、ただ公に、その条件に該

当すればだれでもこれといふふうな、利用する

場合の判断基準をできるだけ詳細に公表いたして

まいりたいと思ひます。

○竹田現照君 念を押しますけれども、それは大

臣告示とするんですか、あるいは政省令としてき

めるんですか。

○政府委員(荒玉義人君) 省令事項はこれはもち

ろんございすが、この優先審査の申し出

をする場合にはどういふことをしなければならな

いか、これは別途でございすが、いまの判断基

準は大臣の告示というわけにはおそろくいかぬ。

長官の告示か、あるいはその他似たような形で、

とにかく国民全体が知り得る、そういう形式で

やつていきたいと思ひます。

○竹田現照君 ちよつとはつきり約束してくださ

いね。

○政府委員(荒玉義人君) はい。

○理事(大谷藤之助君) ただいまの竹田委員の発

言に關連して長官の御答弁がございすが、その

点、遺漏のないようにひとつお願いしておきま

す。

○小柳勇君 いままでの質問を聞いてなかつたも

のですから、ダブつて質問してゐるようですが、

ダブつた点がありまして、次は早期公開の問題で

お願いしたいと思ひますが、次は早期公開の問題で

私の疑問点をたゞしていきたくと思ひますが、公

開いたしまして、出願公告までの間、補償請

求権は成立するののかしないのか。

○政府委員(荒玉義人君) 補償金請求権は成立し

ております。ただ出願公告にならないと、その

行使ができないといふことになつております。

○小柳勇君 じゃ公開から出願公告までの間で盗

用された場合は、補償金請求権はあるけれども、

それを訴訟する場合は出願公告のあとでやると、

こういうことではございせんか。

○政府委員(荒玉義人君) さうでございす。

○小柳勇君 この新法ができましたと、公開から

出願公告までの時間ですね、時間的なもの、ど

のくらいかかりますか。

○政府委員(荒玉義人君) その審査のおおむねの

目標は、昨日御説明いたしました試算によりま

す、四十九年度で二年四カ月という目標で考へ

ております。これはあくまでも平均値で考へてお

ります。

○小柳勇君 その間に発明盗用がありまして、た

とえばそれが実施された場合、もう一年も二年も

極端に言いますと二年四カ月の間盗用されてお

るのですが、その補償金を請求いたしまして、も

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

ちろん

うそのときは相当具体的にズレがきておりまして、実際の補償にならぬのではないかと考えますか、いかがでしょうか。

○政府委員(荒玉義人君) そういうおそれがあると思ひまして、優先審査という制度をはっきり法律に表明したわけでございます。

○小柳勇君 補償請求権は賠償ではないと、ここに書いてありますね。審議経過にも書いてありますが、この補償の金額などの決定は、具体的にはどういふものが基準になつてきまつてまいりますか。

○政府委員(荒玉義人君) これは御承知のようにその額それ自身はいろいろな方があり得ると思ひます。で、普通実施料計算といふものは、御承知のように売り上げの何%、あるいは利益の何%、あるいは一個当たり何%、まあそれぞれ現在当事者の契約内容は多々だろうと思ひます。これは当事者の得失と、あるいはものにによりまして、たとえば医薬の場合と機械の場合は違うわけでございますけれども、そういうふうなもので千差万別だと思ひますが、したがひまして、われわれといたしましてもこれは審議会でもお約束しているわけでございますが、この実施料の算定基準といふものは、これをやはり公にしていきたいと思ひます。で、もちろん当事者が合意すればそれが額になるわけですが、いま小柳先生の御疑問もおそらく千差万別をどうするかということでございますが、われわれでできるだけそういった、その場合どういふのが普通か、あるいは機械の場合でこういう場合にはどうかというサンプルをやはり世の中に公にして、当事者がその争いを解決する場合の基準を示しておきたいと、それに基きまして逐次円滑に決定ができるようにいたしたいと考えておるわけでございます。

○小柳勇君 新法が成立して早期公開される時期までに、そういうものが詳細に世間一般にわかるような手配をされると理解してよろしうございますか。

○政府委員(荒玉義人君) さう御理解願ひたいと思ひます。

○小柳勇君 早期公開によりまして、模倣が現状よりなお盛んになりまして、かえつてこの出願件数をふやして、滞貨処理の促進にはならぬのではないかと意見もありませんが、これは審議会でも論議されておるようでありまして、長官の見解、いかがですか。

○政府委員(荒玉義人君) その点につきまして、実は両論あると思ひます。現在でございますけれども、出願公告までは何らの保護はないわけでありまして、早い寿命の商品につきましては、特許庁の出願公告を待つておられないという場合がございまして、売り出してあります。現在では何の保護もないわけですが、まあ少なくとも今後は、公開後であれば補償金という制度がございまして、したがひまして、その点は一方的にどちらがという問題はなくて、それぞれ特色があるのではないかと、したがつて早期公開すれば一方的に模倣がふえて困るというところは考えられないというふうな思ひでございます。

○小柳勇君 法案の中でまだ若干問題がありますけれども、時間の割りに当ても少ないので、根本的な問題、根本的といふものは、大局的な問題を質問していかねばなりません。

もう一つは、ちょっとこれだけは質問しておかなければなりません。具体的な問題ですけれども、審査請求料ですね、これはたくさん御質問があったと思ひますが、個人の審査請求料について、所得などによつて減額なりあるいは減免なりを考へてあるかどうか。

○政府委員(荒玉義人君) 考へてございます。この法案につきましても私どもいろいろ問題を持っています。それは第一の問題は、いまこの特許法の改正をして七十五万件の滞貨といふものが、特許庁なりあるいは武蔵議員から説明がありまして、数年の間で消化できるかどうかといふことについても非常な問題があります。それはこの試算表のように出願件数も処理件

数も進捗していけば、あるいは推移していけば、そうなるものと思ひます。ところがこれは、第一は人がやることである。出願も人がやることであります。処理も人がやることであります。しかもいまの目まぐるしい技術革新であります。日進月歩で発明特許がなされていく。けさのテレビなどを見ますといふと、徹夜をして出願受付をしておられる。普通の役所では朝九時から五時までであるにかかわらず、昼夜分かたず受付をしなければならぬような出願件数の伸びである。したがつてその出願する人の考えをどういふふうに変えるかといふこと、それから処理をする人たちの能力をどうふやすかといふこと、そのことを考へておかなければ、機械を幾ら設置いたしましても、庁舎を整備いたしましても、滞貨処理はできぬであらう。そこでいろいろ問題を、私の考えをまとめ

るために、あるいは私の疑問をたずねてという前に、他の人の問題点をいろいろ探つてみました。一番発明特許に關係のある弁理士会あるいは実務仕事をやっている特許庁の職員の方々の意見、そういうものをいろいろ探つてみました。これも一昨年来のことでございますけれども、約二十年ばかりにわたつて意見をすつところ集めていた。ここに本年の四月二十三日に出されました弁理士会の要望書なるものがございまして、私がずっと問題点としてまとめましたものの大部分をここに弁理士会の意見としてまとめました。だから私個人の意見としてでなく、また私個人が問題にしているというよりも、関係する弁理士の皆さんのこの問題点を説明することがまずひとつ滞貨処理の第一ではないかと考えますものから、関係者の皆さんに質問いたします。まあ大臣と武蔵議員と長官であります。

まず第一の問題は、滞貨を減少しなければならぬという大きな課題を解決するために工業所有権制度の運用改善の具体的方策を確立するために運用審議会といふようなものをすみやかに設置しないかと。現在工業所有権審議会がございしますが、これは法改正の大綱をここで答申をいたしております

が、それとは別に具体的なこれからの作業、さつき長官が言われましたような優先審査制度の運用の基準もございまして、作業をする場合の運用の基準を定める運用審議会的なものを設置しないかと、そして次のような問題をこの審議会が審議してもらいたいと思ひてございまして、これが今日までたびたび論議された具体的な問題を列記してありますから、念のために、参考のために読み上げますと、「事務の機械化を特許庁業務の抜本的改善策」、それから次は「各国の工業所有権制度の運用について調査研究し、我が国の運用改善策の確立」、次は「技術資料を正確に分類整理し審査に役立たしめるための機械検索の実行方策」、「国際分類の利用と採用に関する具体的方策」、それからさつき問題にいたしました「優先審査」制度の運用に関する具体的方策、最後は「将来の特許庁の組織、設備に関する立案」、こういう問題も二年ばかり問題にしてまいりましたが、私も再三再四口にしたしましたが、ここに具体的に列記してございまして、実際はこういうことがやはりこれからの特許制度の前進のために根本的な方策ではなからうかと思ひます。したがつてこの問題に対する通産大臣の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 弁理士会からの要望書でございますけれども、新規性調査機関につきましては、前々から非常に御議論があり、私もいろいろ種類のものがあつたといふことをお答え申し上げておるわけでございます。何かこういふことを、たとえばセンターのようなものでありますか、やはりできるだけ早い機会につくる必要があるといふことは考へておるわけでございます。

それから工業所有権制度の運用改善の具体的ないろいろな方策について、これは運用審議会(仮称)と言つておられますが、これは現在の審議会でございますけれども、こういうことをいすれにしてもこの秋にはまた改選もございまして、現在の

が、それとは別に具体的なこれからの作業、さつき長官が言われましたような優先審査制度の運用の基準もございまして、作業をする場合の運用の基準を定める運用審議会的なものを設置しないかと、そして次のような問題をこの審議会が審議してもらいたいと思ひてございまして、これが今日までたびたび論議された具体的な問題を列記してありますから、念のために、参考のために読み上げますと、「事務の機械化を特許庁業務の抜本的改善策」、それから次は「各国の工業所有権制度の運用について調査研究し、我が国の運用改善策の確立」、次は「技術資料を正確に分類整理し審査に役立たしめるための機械検索の実行方策」、「国際分類の利用と採用に関する具体的方策」、それからさつき問題にいたしました「優先審査」制度の運用に関する具体的方策、最後は「将来の特許庁の組織、設備に関する立案」、こういう問題も二年ばかり問題にしてまいりましたが、私も再三再四口にしたしましたが、ここに具体的に列記してございまして、実際はこういうことがやはりこれからの特許制度の前進のために根本的な方策ではなからうかと思ひます。したがつてこの問題に対する通産大臣の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 弁理士会からの要望書でございますけれども、新規性調査機関につきましては、前々から非常に御議論があり、私もいろいろ種類のものがあつたといふことをお答え申し上げておるわけでございます。何かこういふことを、たとえばセンターのようなものでありますか、やはりできるだけ早い機会につくる必要があるといふことは考へておるわけでございます。

それから工業所有権制度の運用改善の具体的ないろいろな方策について、これは運用審議会(仮称)と言つておられますが、これは現在の審議会でございますけれども、こういうことをいすれにしてもこの秋にはまた改選もございまして、現在の

が、それとは別に具体的なこれからの作業、さつき長官が言われましたような優先審査制度の運用の基準もございまして、作業をする場合の運用の基準を定める運用審議会的なものを設置しないかと、そして次のような問題をこの審議会が審議してもらいたいと思ひてございまして、これが今日までたびたび論議された具体的な問題を列記してありますから、念のために、参考のために読み上げますと、「事務の機械化を特許庁業務の抜本的改善策」、それから次は「各国の工業所有権制度の運用について調査研究し、我が国の運用改善策の確立」、次は「技術資料を正確に分類整理し審査に役立たしめるための機械検索の実行方策」、「国際分類の利用と採用に関する具体的方策」、それからさつき問題にいたしました「優先審査」制度の運用に関する具体的方策、最後は「将来の特許庁の組織、設備に関する立案」、こういう問題も二年ばかり問題にしてまいりましたが、私も再三再四口にしたしましたが、ここに具体的に列記してございまして、実際はこういうことがやはりこれからの特許制度の前進のために根本的な方策ではなからうかと思ひます。したがつてこの問題に対する通産大臣の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 弁理士会からの要望書でございますけれども、新規性調査機関につきましては、前々から非常に御議論があり、私もいろいろ種類のものがあつたといふことをお答え申し上げておるわけでございます。何かこういふことを、たとえばセンターのようなものでありますか、やはりできるだけ早い機会につくる必要があるといふことは考へておるわけでございます。

それから工業所有権制度の運用改善の具体的ないろいろな方策について、これは運用審議会(仮称)と言つておられますが、これは現在の審議会でございますけれども、こういうことをいすれにしてもこの秋にはまた改選もございまして、現在の

審議会において、こういうことを考えてもらう、新たな審議会を別段に設ける必要はない、かと思つていますが、こういう内容そのものは検討をしなければならぬ事項であると思つております。

○政府委員(荒玉義人君) 運用問題といふのは、私は制度改正と並んで必要な事項であるといふことはたびたび申し上げた点でございます。と同時に、特許庁だけが幾らやりましても外部との密接なる協力作業でございます。そういう意味でかねがねわれわれも運用問題をやらなければいかぬと思つております。したがって、さつき大臣のおっしゃいましたような工業所有権審議会、これは工業所有権制度の重要事項を審議する機関でございます。単なる改正だけではございせんので、もう一つ面を新しい委員も補充いたしました、もつとここに書いてある事項以外の面を含めやうと思つております。

○小柳勇君 次の問題は、昨日も私質問し、また意見を申し上げましたけれども、この出願件数の中で大企業、大企業の出願が約七割から八割、そしてその中で公告されるもの五〇〇、実施されるものはその約三六〇である。このために千八百人の人々を擁して特許制度を審査してまいらなければならぬのであるが、しかも今後ますます早期公開制度をとりましますと、防衛出願がふえてまいるのである、あるいは模倣もふえてまいらうと思つていますが、これも再三主張しておりますが、新規性調査機関を設置して、この全般的な出願の中でわずかに一八〇ぐらゐしか実施されないので、有効といふことは適切であるかどうかはわかりませんが、七十五万件の中で処理いたしまして、この一八〇か二〇〇しか実施は金にならないといふようなものを、あらかじめふるいにかけて、もつとこの千八百人の人々を将来二千二人になるか、二千五百人になるかわかりませんが、そういう人が勉強して早く審査をして、あるいは審判をして、日本の工業技術が前進するようになり、また国際的な特許制度の中に入つて堂々と仕事ができるような仕組みにしなければならぬ

と思つて、新規性調査機関につきましても審議会でも論議されたものと思つておられます、この設置に關する長官の見解を聞いておきたいと思つております。

○政府委員(荒玉義人君) できるだけ早い機会につくりたいと思つております。現在は四十五年度二千二百萬円のシステム開発費が計上されております。これはやはりつくる以上は民間の需要に合ったものでなければいかぬといふことで、テストしておりますが、そういうテストの結果民間の役に立つといふことが判明次第、早急につくりたいと思つております。

○小柳勇君 今回の法改正の中で一番大きな改正は、早期公開制度の採用であらうと思つております。早期公開制度をとりまして、公開するための旧法よりも新法によるところの費用の増加については、年間どのくらいを見込んでおられますか。

○政府委員(荒玉義人君) 大体年度ベースで言いますと、十億少々とお考えただけだといふかと思つております。

○小柳勇君 職員団体の代表のこの正式な私どもに対する陳情書の中にも、年間十億円近い金を早期公開に使うならば、この費用をもつて審査制度の拡充なり審査員の増員なり庁舎の整備に金をかけたなら、法改正をしないでも、いまの滞貨処理ができるのではないかと意見を言つておりました。

この問題に対する長官の答弁を願います。

○政府委員(荒玉義人君) いま最も基本的な問題でございますが、いま金がないから人をふやせないといふことはございせん。人員と言ひますのは、金のあるなしにかかわらず、政府全体の方針と同時に、いわゆるわれわれはだれでもいといふわけではございせん。必要な人をとらなければならぬといふことで、ある程度の限界はあると申し上げておるわけでございまして、この十億を回して云々といふのは、私は筋違いだらうと思ひます。もちろんそれ以上必要なら十億といふ支出以外にさらに金を出していただくといふのが私の考え方でございます。

○小柳勇君 大臣にお尋ねいたしますけれども、いま長官が言われたように、早期公開制度といふものは、一つの制度そのものの変革ですね。したがって、金が十億かかりましたも十二億かかりましたも、その金で定員をふやして滞貨を処理するといふ考えとは並行的なものである。それに振りかえるといふような考えではないのだと思つておられます、日本の審査員なり審判官が取り扱つてゐる仕事は、アメリカやドイツ、フランスなどに比べて二倍ないし三倍の仕事をしてゐるわけでありましますならば、それに見合うだけの定員をふやし、組織を整備しなせんと、向こうと同等の知識と言ひましようか、勉強する時間がございます。したがって、基本的にはたえはほかの省との定員の関係もございまいしやう。しかし、いまのような目まぐるしい技術革新のときに、特に工業技術の前進を特許制度などによつて守つていかなければならぬといふときに、金を惜しむべきではないのではないかと、いま長官もさう言われました。こちらの金を振り向けるよりももつと根本的に考えるといふことでありますが、通産大臣の見解をお聞かせいたします。

○國務大臣(宮澤喜一君) 金を惜しむべきではないと思ひます。

○小柳勇君 それではこの法改正、あとでこれは通るか通らぬかわかりませんが、この機会に通産大臣は閣議なりあるいは政府に強く働きかけて、この特許制度の拡充のために格段の努力をしていただきたいと思ひますが、いかがでございまいしやう。

○國務大臣(宮澤喜一君) 広い意味での生産性上昇のために格段の努力をいたしたいと思つております。

○小柳勇君 それから次は、その審査をする人、審判をする人は、人でありましますから、その人たちが私とも一昨年から再三再四その陳情を受け

改正のために、この特許法改正のために献身しておられる、努力しておられる。その説明を聞きますと、そのあとで職員代表の皆さんは、ちゃんとその理論的なものを書類を持ってきて、この法案についてはこういう欠陥があると思つて来られる。われわれは具体的な事実についてはしつとでありますから、長官の話を聞きましますと、どう思ひますか。この法律改正をしますと、もうあしたでも滞貨はほとんど減つていくやうに考へる。だからこの法律をぜひ通さなければならぬ。去年も考へた。それからまた一年、いろいろわれわれも研究してきた。ところが、長官の話を聞いておられますと、この法律を改正すれば数年にして滞貨が減少して、また新しいシステムでPCTに加入いたしましたも、ちつとも矛盾なくこれが移行できるという話を聞いています。ところが、職員団体の代表の書類をいろいろ読んでみますと、やはり矛盾がたつた。しかも理論的に具体的に書いてあるのです。だから私は長官にも再々言ひました。私もいろいろな納得させる、私もと論争すると同時に、職員も諸君も呼んで、おれはこう考へておる、諸君はこういふやうに考へておるが、一体どうしたらいいか、この点はどう直すべきかといふ論争をなせしめませんか、長官にも何回も言つた。それでその結果があるいはこの改正になつて出たのかもわかりません。補正の制限の撤廃など、あるいは優先審査の問題など、具体的にやつてゐる人の意見が相当入つてゐるものもございまして、あるいは弁理士会などの長い経験による意見も入つてゐると思ひますが、私もいろいろ説明される、私も納得させるという努力と同時に、千八百人の部下職員がまず納得をして、法改正したら滞貨はほとんど長官が言つたとおり減つていきますといふ実績を示してもらなければ困るわけですよ。でないと思ひます。二年間もかかつてこの法改正すること自体が無意味じゃないかと思ひます。なお、今回の改正につきましてもいろいろの意見を聞いてみると衆議院の修正があつたので、なおこの所期の

目的を削減されておるから、もうしばらく待つて、根本的に検討して、そうしていろいろPCTの改正と同時にしたらどうかという意見があるわけですね。でないという、旧法と新法と、またそのときのPCTの改正と、その谷間は一体だれが埋めるかという意見があるわけですね。こういうものについて、私どもに対するこの論争によって説得すると同時に、部下職員を説得して、そうして法改正したら翌日からでも、いま言われたような運用基準を示して、さあやろうという態勢ができまじと、法改正する意味がないのではないかと思うわけです。まず長官から今日のまでの職員とのいろいろの話し合いの姿を御説明いただきまして、これはしかし長官だけの責任ではないと思います。やはり通産大臣の責任であらうと思ひますから、大臣からもこの問題に対する見解を聞いておきたいと思うのです。

○政府委員(荒玉義人君) 内部の組合諸君との問題でございしますが、これは全く私の責任でございします。もちろん私自身が代表諸君と会うと同時に、末端でそれぞれの仕事の性質に依りまして、部長長にいろいろやらしておたのでございします。最終的に目的を達しなかつたことは、明らかに私の責任でございします。私自身、別にいまの制度よりさらによき制度があるならば、いささかも採用するにやぶさかでないと思ひます。残念ながらそういう具体的、建設的意見のすり合わせがなかつたことは、私自身、私の不徳も原因するかと思ひますが、私自身といたしましては、そういう具体的、建設的な意見というものはぜひ聞くべきであり、また、私自身従来聞いてまいつたつもりでございします。残念ながらそういった意味の全智を集め得なかつたことは、まさしく私の責任でございします。私自身としては、先ほど申し上げた方針をさらに具体的にやつていきたい、努力したい、かように考えております。

○国務大臣(宮澤喜一君) こういう改正につきましては、各方面におのおのいろいろな意見が当然あることだと思ひます。したがって、権威のある審議会の意見も聞き、また最高の責任者の特許庁長官としては、各方面の意見を聞きながら、自分の責任において御提案を、通産大臣の責任のもとにいたしていただくわけにございします。直接国会に対して責任を負つておられますのは、私並びに特許庁長官でございします。私どもは各方面の意見を総合いたしまして、最善と考へるものを御提案していただくわけにございします。

○小柳勇君 長官に対しては非常に失礼かと思ひましたけれども、私はうちの理事にお願いいたしました。幸いお忙しいのにきょう出席しておられたのでありますから、意見を参考に聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) お話し中ではございします。まず第一部長からお話を聞きたいと思ひます。

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○小柳勇君 速記を起して。

○小柳勇君 ますます苦しいことではございせん。いままで長官が非常に苦勞して、この法改正のために努力してこられた。われわれとしては現在の滞貨の処理、それから国際的な特許制度の協約に入つていく場合の移行の問題など、いろいろありますけれども、一番大事なのは人の問題であります。部内体制だ。長官もそう一生長官としておられるわけじゃないでしようから、あと部長なり課長なりあるいは係長なり、それぞれのポストの責任者の皆さんが、職員と一緒に本気にやる気になります。滞貨は処理できなかつたと思ひます。今日まで長官が努力されて、さつき申し上げたとおりでございします。長官から話を聞きました。それと、それから職員代表から話を聞きました。それは、相当の開きがある面がある、理論的に対立しておるものがある。そういうときに、私は長官に申し上げたが、ほかの各省では、大臣が再々見えないうで、局長が見え、あるいは課長が見え、あるいは課長補佐が見えて、法案の説明をしっかりとやつておられるが、長官

は忙しいのに、長官みずから来られにことに敬意を表するけれども、部長さんや課長さんは一体どうしてこのかと言つたこともございします。特に職員の諸君と話す場合も、長官が言つておられるからわれわれこうしたいと思ひが言つたら、実際長官の方針はこうありますけれども、それではかえつて混乱いたしますよと言ふ。われわれは一体だれに聞いたらいいの。仕事をしたいの。は皆さんですから、長官は方針をきめて部長さんに指図するわけです。部長さんは課長さんに指図しながら仕事をしてくわけでしょう。したがって、その一番中心になる。かなめ的な部長さん課長さんは、一体どういふお考えだろうかということをお聞きしたわけですね。調査員からも聞いておいてくれと言つておた事実もございします。その意見はまだまだお聞きしたいと思ひます。長官の方針を誤らなかつたかと思ひます。聞かれておられますが、もうきょうあした国会開会でございますから、最後の段階でありますから、私の決意をするためにそれはお願いしたわけですね。

○小柳勇君 長官に對してもあるいは大臣に對しても、あるいは申しわけないかも知れませんが、私は議員として判断しなければなりませんから、お聞かせ願ひたいのでありますが、この法律をいま衆議院の修正のうへにして通過させた場合に、ここに推算の表がございしますが、そういう方向に滞貨処理ができるでございませうか。部長さんの見解を聞いておきたいと思ひます。

○説明員(大久保一郎君) 一部長といたしましては、現在提案されております法律案が通りますれば、必ずこの成果はあがるものと信じております。

○小柳勇君 次は第五部長さんに、これはやはり職員と管理者との融和なり平素の話し合い、対話というものが、今後の特許制度前進のための基礎になるのじゃないかと思ひますけれども、職員の代表の諸君との対話など、部長さんや課長さんは一体どういふふうにいままで対話してこられたのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(松家健一君) 今回の制度が施行されましたら、その制度改正の趣旨に従つてすみやかに、また確実に実効があるように、できるだけ努力いたしていきたいと思ひます。それに、部内の職員ともそういった実際の効果をあげるための話し合いをいたしまして、建設的な意見を取り入れて、よりよくふりかへしていきたいと思ひます。

○小柳勇君 審判部長さんもお見えでありますから、最後の質問であります。今回のこの早期公開制度でこれを改正いたしました、まだ旧法が生きていますけれども、審判事件につきましては、どういふふうか、現在よりも、滞貨減少の問題なり、やり方なり、かえつて複雑になるという意見もございしますけれども、審判部長としてはどういふ御見解でございしますか。

○説明員(高木正行君) 今回の修正によりまして、いわゆる審査前置制度を改正前の出願にも適用することはないけれども、前置制度の前段でありました調査依頼の制度を活用することによって、全くおなじ効果の發揮できると信じております。

○小柳勇君 それから最後の問題は、実用新案の制度の扱いですけれども、この審議会の答申の中にもいろいろ意見がございまして、まともにおらぬようございしますが、実用新案が相当滞貨の原因にもなつておるのではないと思ひます。実用新案制度の問題については、一体今後どうするか、この問題について長官からお答え願ひます。

○政府委員(荒玉義人君) 実用新案問題は化学物質、医薬の特許等の問題がありますが、特許の問題のうちでも一番実質的な意味を持つておりますのは実用新案でございします。で、引き続き審議会で議論をしていただきますので、早い時期に答申をいただく方針でやつていきたいと思ひます。

○小柳勇君 次に多項性物質特許などの問題について検討はほとんどなされておられませんけれども

も、これは一体今後どうなるのか。やるのかやらないのか、いかがでございますか。

○政府委員(荒玉義人君) 事務段階ではやっております。ただし、審議会にはまだ諮問しておりません。いまそれぞれの問題点を特許庁だけでなくして、各界の専門家を集めて問題を詳細に把握している段階でございます。したがって、おそろしく具体的には実用新案と同じく新しい人選を終えた審議会にはぜひ議論をしていただくように目下準備を進めております。

○小柳勇君 それから長官に対する最後の質問であります。PCTの準備体制については本格的に取り組んでおられるのかどうか。

○政府委員(荒玉義人君) いまの場合は来るべき五月一六月にかけましてワシントンで外交官会議がございますので、それと並行して準備を進めておるわけでございます。

○理事(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○理事(大谷藤之助君) 速記を起して。

他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○竹田現照君 私は、日本社会党を代表して、特許法等の一部を改正する法律案に対し、反対の意見を表明するものであります。

今日の特許庁における八十万件に及ぶ出願未処理案件の山積は、出願の激増、出願内容の複雑化等による原因があるといふものの、これまでに抜本的な対策をとらなかつた政府にすべての責任があります。政府はこの責任をみずから回避するのみか、今回出願未処理案件を解消するとして、出願から一年六カ月を経過した場合、その内容を公開する早期公開制度と、一定期間内に審査請求のあった出願のみを審査する審査請求制度を新しく導入しようとしていますが、これとても未処理案件の審査

促進に役立つかどうか疑問であります。すなわち、現在の八十万件にのぼる未処理案件については、早期公開制度も審査請求制度も適用されず、全く現行法どおりでありまして、もちろん未処理案件の審査促進にならず、新法による出願の審査も、従来と異なつた審査請求順の審査、あるいは優先審査を行なうため審査官は先・後順を見るのに非常にわずらわしい作業をせられるのみならず、これが審査能率のダウンをもたらす、特許庁が期待している法改正によるメリットをも相殺するものと考えられます。

また、本法案の早期公開制度は、出願人の権利を不当に侵害するものであります。法案には、出願公開に伴う出願人の権利を保護するということが、一応補償金請求権を認めていますが、この補償金請求権とて、実際の金額となりますと実施料相当額であり、またその行使も、裏づけが明確であるといふことではございません。これでは、第三者に模倣を奨励するやうなものであり、現に紛争が生じて、特許庁長官に優先審査を請求しても、これを認めてくれるかどうかは別であります。これでは、出願者、すなわち発明の保護になるかどうか疑問であり、特許法第一条の目的に反すると思われまゝ。

さらに、早期公開制度によつて大量の特許情報未整理のまま公開された場合、これによつて利益を受けるのは、一部の大企業であり、特許関係に専属の職員を持たない中小企業や個人発明家は、情報のはらんにより夜悩まされるだけでありまゝ。

しかも、審査請求にあつた一件につき八千円もの手数料を納付しなければなりません。新規性調査機関が完備していないわが国においては、この審査請求料は全く不合理なものであり、特に中小企業や個人発明家にとつて経済的に非常に大きな負担となり、これらの人たちの発明意欲を阻害するものであります。この点におきまして、また発明奨励といふ法の目的に全く逆行するものであります。

以上の問題点のほか、委員会審議を通じまして、数々の問題を指摘してきましたが、いずれも政府答弁によつて説明されるに至つておらず、このままかゝる本改正案を実施した場合、八十余年に及ぶ特許制度の歴史を汚すものであると考え、本改正案に反対することを表明して討論を終わります。

○矢追秀彦君 私は、公明党を代表して、特許法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場から討論を行なうものであります。

まず第一に、特許法の本改正案並びに修正案は、その提案の最大の理由である未処理案件の処理促進には全くならず、単に新法施行後の出願を模倣のために公開するのみであるからであります。

未処理案件の処理を完了するには四年を要し、したがつて新法実施後の出願は、公開後約二年六カ月間は、審査に着手されずに放置されることになり、模倣による紛争がますます多くなり、出願人の利益侵害は大であります。

また、公開後二年六カ月の長期にわたり放置されることは、出願人にとつてきつて不利益であり、優先審査の乱用が多くなることは必定であります。すなわち、模倣が多くなるに伴い優先審査請求が多くなり、その条件の審査は、形式的とならざるを得ないのであります。したがつて、なれ合ひ紛争のチェックは実質的に不可能であり、これがため、一その優先審査請求の増加を促すことになるのであります。

第二は、特許法の改正は無意味であり、PCTの加入により改正が再び行なわれることに対する配慮が全くないといふことであります。

四、五年後にはPCTに加入することは必定であり、このために多項制の導入、実用新案制度の改革等の改正が必要であります。一方、未処理案件の処理に四年は要することからしても、改正案が実際に運用される期間はほとんどなく、全く無意味な改正となるからであります。

第三は、公開に伴う問題が何ら解決していないといふことであります。

早期公開が重複研究、重複投資の防止に役立つ旨が述べられておりますが、これらに対する寄与率等は、全く明らかにされていないのであります。また、公開に伴う模倣に対する対策は何ら講じられておらず、修正によつても問題は全く解決されていないのであります。一方、公開によつて提供する技術情報、権利情報の価値は、各技術分野においても相違しているものであります。また、公開の時期によつても情報価値は変わり、最も効果的な公開の時期も技術分野によつて相違するものであります。不十分な分類で単に一律に公開するといふことは、最も策がないことであります。各技術分野における技術開発の現状を調査し、それに応じた公開制度を考えるべきことを主張するものであります。

以上をもつて反対の討論を終わります。

○須藤五郎君 簡単に、共産党を代表して反対の意見を述べますが、昨年この法案が提案されたときにも、私たちは早期公開制という問題が発明者の権利、財産権、特に財産権を守らないといつた点で、私たちは反対をしてまいりました。特許法といふものは、そもそも発明者の権利を守るべき法律だと思ふのです。財産権なり人格権なりを守るといふその立場に立つのが特許法の果たすべき役割りだと思ふのであります。今度の改正案を見ましても、その点何ら考慮されてない。衆議院で修正を受けた点、一面あります。それは単に従来の旧法における出願者の権利はそのままにしていくといふだけであります。これから出願する人の権利においては何か守られていくわけではありませぬ。だから、私たちは、憲法二十九条においてちゃんと約束されておるところの個人の財産権といふものが、この法案によつておびただしく踏みじられていくといふ点で、まずこの点において私は強い反対意見を述べなければならぬ。私は、むしろこの法案は、憲法違反の法案と言つても差しつかえないほどの悪法だと思ふのです。そうして、この法案でいろいろなことをやろうと

いうことを言っていられしやうであります
が、それに対する具体的な対策、処置も何らされ
ていないままでこの法案が押し通っていくとい
うならば、従来の法案と比較して、非常に悪い
法案になったということがはつきり私は言える
と思うのです。

そういふ点に立ちまして、私は簡単に申しま
したが、最も重要な点を一言言ひまして、私は、こ
の法案に反対をいたします。

○理事(大谷藤之助君) 他に御意見もないよう
でございますから、討論は尽きたものと認めて御異
議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認めま
す。それではこれより採決に入ります。

特許法等の一部を改正する法律案を問題に供し
ます。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大谷藤之助君) 多数と認めます。よつて
本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと
決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出す
べき報告書の作成につきましては、これを委員長
に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さ
う決定いたします。

近藤君から発言を求められておりますので、こ
れを許します。

○近藤英一郎君 ただいま可決されました特許法
等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、
日本社会党、公明党、民社党共同提案による附帯
決議案を提出したいと存じますので、御賛同を願
います。案文を朗読いたします。

特許法等の一部を改正する法律案に対す
る附帯決議(案)

政府は本法施行にあたり次の諸点につき万全
を期すべきである。

一、審査官、審判官等の大幅増員を行なうこと
もに審査官、審判官の待遇を速やかに改善
し、有能なる人材の確保に遺憾なきを期すこ
と。

一、審査官、審判官の研修を強化し、その資質
の向上に努めること。

一、庁舎、設備、資料等を整備するとともに執
務環境の改善および執務効率の向上を図ること。
と。

一、優先審査の実施に当つては、旧法出願との
関係を十分配慮し、みだりに旧法出願人の立
場を害さないようにすること。

一、審査請求料については、これを納付するこ
とが困難なため審査請求ができない事態を招か
ないように軽減または免除について配慮するこ
と。

一、新規性調査機関を速やかに設立してその実
用化を図ること。

一、工業所有権審議会等において工業所有権制
度の運用改善の具体的方策を審議し、その実
施を期すること。

一、実用新案制度に関する基本的事項、化学物
質および医薬の特許、多項制等、今回の法改
正で見送られた事項について速やかに成案を
得るよう努めること。

一、弁理士法の抜本的改正法案を速やかに検討
すること。
右決議する。

○理事(大谷藤之助君) ただいまの近藤君提出の
附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。
よつて近藤君提出の附帯決議案は全会一致をもつ
て本委員会の決議とすることに決定いたしました。
と。

ただいまの決議に対し、通商産業大臣から発言
を求められておりますので、この際これを許可い
たします。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決定になり

ました御決議につきましては、その御趣旨を尊重
いたしまして、今後行政を進めてまいりたいと存
じます。

○理事(大谷藤之助君) 次に、情報処理振興事業
協会等に関する法律案を議題とし、質疑を行ない
ます。

質疑のある方は順次御発言を願います。
ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(大谷藤之助君) 速記を起こして。

○竹田現照君 この法律の問題に関連して二、三
だけお尋ねしておきますからとめて答えていた
だきたい。

情報処理に関する政策が各省庁に分散をしてお
りまして、その責任の所在がどうも不明確であり
ます。将来の情報問題等を考えた場合に、これを
強力に推進するために、政府の体制改善強化とい
うことが私はどうしても必要ではないかと、そう
考えますので、これらの問題に関する行政の一元
化、これをどう持つていかれようとするのか、こ
の点について大臣からひとつお答えをいただきたい
と思います。

それから質疑の過程にもありましたけれども、
現在の各省庁でそれぞれコンピュータが利用さ
れておりますけれども、この利用を高めるため
に、導入をする際にきちんとした基準を設けて、
各省はばらばらに入れるのではなくて、たとえば官
庁コンピュータ・センター等を設けて、そこで
一括処理をするというふうなことも私は考える必
要があるのではないかと、そういう点も考えます
が、その行政の一元化の問題について、その他い
ろいろと質問もありますけれども、この問題にし
ほつて一つだけ御質問してこの質疑を終わりたい
と思ひますから一括お願いいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 従来から行政管理局が
行政機関における情報化の促進を行なうために各
省庁の調整をいたしておりますが、また、その行
政管理局に情報処理関係七省庁の連絡会議を設け

ております。しかしながら竹田委員の言われます
ように、ただいまいわれる各省間の情報化という
問題は、まだきわめて初期の段階にございまし
て、先般からしばしば御質疑のございますよう
に、いわゆる情報処理についての基本法というも
のがやがてどうしても考えられなければならぬ
と私も思つておりますが、この基本法をいづれ
かの将来に政府各省間でまとめまして、国会に当
然これは御提案をいたすことになるかと存じます
が、そういうまとめる際において、各省はおのず
から共同作業をせざるを得ないだろうと私も考
えております。そうしておそらくはその際に、総
理大臣を長とするところの情報関係の閣僚協議会
のようなものでもつくりまして、そうして基本法
の運用についてもやはりそのような機関が必要
なのではないかというふうに考えております。し
たがつて、私も政府におけるこの体制の改善
強化については、竹田委員の御指摘のように、い
まその必要を感じておりますし、将来ますますそ
うであらうと思ひますけれども、それが一元化と
いう形をとることが効率的であるのか、あるいは
むしろ連絡調整を密にすることが効率的であるの
かという点については、なお将来にわたつてし
ばらく研究をすべきことだというふうに思つてお
ります。

第二点は、各省庁が利用してある電子計算機が
ばらばらではないかという点でございますが、こ
れは御承知のように当初外国産の電子計算機が入
りましたこと等があり、御承知のように電子計算
機はゼネレーションがだんだん新しくなつてまい
りますから、どうしても前の代のものをそのまま続
いて使うほうが便利傾向がございます。その後、
わが国の六つのメーカーのものが各省庁で使
用されるようになった、これもどう申しますか、そ
のうちのどれかを一つ使わせるといふようなこと
もまた必ずしも適当でないと思われたいところも
ございます。四十三年八月に閣議決定がございま
して、政府における電子計算機利用の今後の方策に

ついてということ、今後政府内部における電子計算機の利用の効率代につとめるということになつておりますと同時に、ソフトウェアの面におきまして、いろいろの規格の標準化でありますとか、各省庁の共同利用といったようなことも推進すること、今日までつとめておりますが、機種を一つないしきわめて少数にしようということにつきましては、いろいろな事から必ずしも現在それが必要な時期ではない。ただ各省が効率的に持つておる電算機を使うということは、これは納税者に対しての義務と申しますから、そういうふうには閣議決定に従つてつとめております。

○理事(大谷藤之助君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。情報処理振興事業協会等に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大谷藤之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

竹田君から発言を求められておりますので、これを許します。

○竹田現照君 ただいま可決されました情報処理振興事業協会等に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党共同提案による附帯決議案を提出したいと存じますので、御賛同を願います。

案文を朗読いたします。

情報処理振興事業協会等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点に留意すべきである。

一、情報化の進展は、政治・経済の全般に亘り、広範多岐な影響を及ぼすものであるから、すみやかに情報化に関する基本法を提案するよう努めること。

一、情報化に関する基本的政策の立案に際しては、平和と民主主義および国民生活の健全な発展に寄与し、基本的人権の保護、プライバシーの完全な保障等について留意するとともに、国民各層の意見を十分聴取し、国民の合意と納得を得るものとする。

一、情報処理技術の国際的ギャップをうめるためには、官民一体となつた強力な体制が必要であり、就中政府は一体的推進体制の整備に努めること。

一、政府および政府関係機関における電子計算機の計画的導入、利用の総合化に努め、また、その情報はできる限り国民に公開すること。

一、日本電信電話公社の通信回線の開放については、電信電話の通信需要の充足等を十分考慮して今後慎重に検討すること。

○理事(大谷藤之助君) ただいまの竹田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(大谷藤之助君) 全会一致と認めます。よつて竹田君提出の附帯決議案は全会一致をもつて可決いたします。

て本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、今後とも行政を進めてまいりる所存でございます。

○理事(大谷藤之助君) 本日の審査はこの程度にとどめます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(大谷藤之助君) 速記を起こして。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時四分散会

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、特許法等の一部改正案反対に関する請願(第四二四八号)(第四二四九号)(第四三六二号)

第四二四八号 昭和四十五年五月六日受理
特許法等の一部改正案反対に関する請願(百二十五通)

請願者 東京都西多摩郡秋多町小川五七五
堀部直行外百二十四名

紹介議員 浅井 亨君
〔特許法等の一部を改正する法律案〕を廃案とされたい。

理由

一、改正案の「早期公開」は、発明者の財産権を侵害し、憲法第二十九条違反の疑いが強い。

二、改正案は出願書類一件あたりに要する仕事量を著しく増加させ、その「提案理由」である「処理の促進」にはならない。

三、改正案の施行は、審査実務及び事務処理の仕事量を激増させ、職員労働強化をもたらす。特許庁の機能をまひさせるだけでなく、審査主

義を崩壊させる。

第四二四九号 昭和四十五年五月六日受理
特許法等の一部改正案反対に関する請願(七十五通)

請願者 東京都渋谷区農楽町二七〇二
坂井静子外七十四名

紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第四二四八号と同じである。

第四三六二号 昭和四十五年五月六日受理
特許法等の一部改正案反対に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原町西一ノ三五ノ
二 春日修外百七十七名

紹介議員 須藤五郎君
この請願の趣旨は、第四二四八号と同じである。

昭和四十五年六月三日印刷

昭和四十五年六月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局